

平成30年度 あさぎり町議会第9回会議会議録（第24号）						
招集年月日	平成31年3月5日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成31年3月12日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	平成31年3月12日 午後4時12分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○				
議事録署名議員	7番 森岡勉 8番 豊永喜一					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 林敬一					
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	生活福祉課長補佐	蓑田輝幸	○
	副町長	小松英一	○	高齢福祉課長	出田茂	○
	企画財政課長	片山守	○	高齢福祉課長補佐	田原茂	○
	税務課長	那須正吾	○	高齢福祉課長補佐	上田日和	○
	税務課長補佐	池上聖吾	○	健康推進課長	松本良一	○
	町民課長	宮原恵美子	○	健康推進課長補佐	和泉厚子	○
	町民課長補佐	木下貞女	○	農業委員会課長補佐	山本祐二	○
	生活福祉課長	上村哲夫	○			
生活福祉課長補佐	山内悟	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

### 議事日程（第25号）

- 日程第 1 議案第67号 平成31年度あさぎり町一般会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第68号 平成31年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第69号 平成31年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 4 議案第70号 平成31年度あさぎり町介護保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 5 議案第73号 平成31年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 6 議案第74号 平成31年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第67号 平成31年度あさぎり町一般会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第68号 平成31年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第69号 平成31年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 4 議案第70号 平成31年度あさぎり町介護保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 5 議案第73号 平成31年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 6 議案第74号 平成31年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 

### 午前10時 開 議

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。本日は税務課分と厚生常任委員会所属課分についての説明及び質疑を行います。

#### **日程第1 議案第67号**

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第67号、平成31年度あさぎり町一般会計予算についてを議題とし、各課よりの説明を求めます。税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい、おはようございます。税務課所管分について御説明申し上げます。9ペ

ページをお願いいたします。第2表債務負担行為中ほどの固定資産土地評価業務。送つとらんかったですね、すいません。はい、債務負担行為ですけど、中ほどの固定資産土地評価業務期間、平成32年度、限度額655万6,000円は、3年に1度の評価替えに備え、土地の評価調整を委託するものでございます。次に13ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。最上段の款1町税、項1市長村民税、目1個人、節1現年度分は、前年度調定額に地方財政収支伸び率1.2%と、収納率96%を乗じた額を計上しております。その下の節2、滞納繰越分は滞納繰越見込み額に15%を乗じた額を計上しております。その下の目2法人、節1現年度分は平成29年度29年度の実績をもとに計上しております。節2の滞納繰越分は平成30年度の滞納繰越見込み額に8%を乗じた額を計上しております。その下の枠、目1固定資産税、節1現年度分は、調定見込み額の97%を乗じた額を計上しております。節2滞納繰越は、滞納繰越見込み額に9%を乗じた額を計上しております。目2国有資産等所在市町村交付金は、あさぎり町内に所在する、国県九州森林管理局の固定資産に対し、固定資産税相当額が町に交付されるものでございます。その下の目1軽自動車税、現年度分は前年度調定額に99%を乗じた額を計上しております。節2滞納繰越分は、滞納繰越見込み額に10%を乗じた額を計上しております。その下の目1市町村たばこ税は前年度決算見込み額に95%、旧3級品たばこには90%を乗じた額を計上しております。目2手持ち品課税は平成30年度11月時点での実績額に5%を乗じた額を計上しております。次に18ページをお願いいたします。1番下の枠の目1総務手数料、節1徴税手数料の町税督促手数料及び督促手数料過年度分は過年度分は、過去3カ年分の平均に80%を乗じた額を計上しております。税務関係証明手数料は平成30年度決算見込み額に95%を乗じた額を計上しております。次に24ページをお願いいたします。下の枠の目1総務費県委託金、節2徴税費委託金は、個人県民税の徴収事務に対する委託金で納税義務者1人当たり3,000円が交付されるものでございます。次に27ページをお願いいたします。1番上の枠の目1延滞金、町税延滞金は、近年の延滞金減収を見込んだ額を計上しております。次に歳出を御説明申し上げます44ページです。歳出予算につきましては、主だったものみの説明とさせていただきます。下の枠の目1税務総務費、節13職員手当等の1番下の時間外勤務手当は、188万5,000円、申告時期の業務滞納整理業務、各種税の賦課処理業務などの時間外勤務手当でございます。次に45ページをお願いいたします。節11需用費は各種書籍の追録代が主なものとなります。節13委託料の固定資産土地評価業務委託料は、先ほど債務負担行為で32年度分を計上しておりましたが、31年度分を計上するものです。地籍図修正委託料は地籍調査後の誤りが発覚した場合の修正業務委託料です。固定資産家屋評価業務委託料は、木造家屋56棟、非木造家屋10棟の評価を外部委託するものです。実地調査基礎資料作成委託料は地図データをもとに家屋や家屋及び土地の異動の確認作業を委託するものです。登記異動入力支援システムセットアップ委託料は法務局から登記済み通知書をデータで取り込むためのシステムのセットアップ委託料です。その下の節14使用料及び賃借料の統合型土地情報システム使用料は、土地情報システムのクラウド使用料です。登記異動入力支援システム使用料はシステムの利用料です。その下の節19、負担金補助及び交付金の中ほどのたばこ小売組合助成金はたばこ販売組合あさぎり支部への助成金でたばこ販売工場未成年者喫煙防止キャンペーンなどを行ってっております。次のページ46ページですけど、目2賦課徴収費、節11需用費の印刷製本費は各種税の納付書及び封筒などの印刷費でございます。その下の節12役務費、預金照会事務手数料は預貯金調査をする際の金融機関へ支払う、金融機関に支払う手数料でございます。最下段の軽自動車税納付情報提供業務手数料は、軽自動車協会からの移動データをCDRデータにして送られてくるもので移動1件当たり60円の手数料です。その下の節13委託料の地方税共通の税制度対応システム改修委託料は、地方税共通の税システムのサーバー間連携を構築するために、本町の基幹系システム端末とeLTAx端末の改修を行うものです。その下の節14使用料及び賃借料は電子申告支援サービスと地方税共通のシステムサービスの利用料です。

節23償還金利息及び及び割引料、町税還付金は過年度分の課税に対する還付金です。以上で税務課所管分の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） おはようございます。それでは町民課所管の当初予算につきまして御説明申し上げます。17ページをお願いいたします。1枠目の目3、衛生費負担金、節1保健衛生費負担金の墓地公園管理負担金です。墓地公園の年間管理料、6,170円の26件分でございます。下の枠になります。目3衛生使用料、節1保健衛生施設使用料の墓地公園永代使用料です。新規契約1件分を計上させていただいております。次の18ページをお願いいたします。した枠になります。目1総務手数料の節2戸籍関係手数料、節3住民登録関係手数料、節4印鑑証明手数料、次のページになります。上から節5、諸証明手数料の各手数料です。いずれも2カ年の実績に基づき計上いたしております。その下の節6、個人番号関係手数料は通知カードの再交付、500円の110件分と、個人番号カード再交付、800円の1件分を、こちらも2カ年の実績に基づき計上いたしております。目3、衛生手数料になります。説明欄の上から犬登録手数料は3,000円の50頭分狂犬病予防注射手数料が500円の930頭分です。いずれも前年度実績をもとに計上いたしており、30年の30年度の予防注射接種率は、2月末現在95.3%で、前年度同時期より1%ほど伸びている状況でございます。次の一般廃棄物処理業等清掃許可手数料は一般廃棄物処理業許可手数料2,000円の7業者便と一般廃棄物処理車両検査手数料500円の35台分です。それぞれ条例で定めております手数料を徴収させていただくものです。次の20ページをお願いいたします。目1総務費国庫補助金、節1戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事業費補助金です。マイナンバー通知カードの作成や、マイナンバーカードの製造発行等に係ります事業を地方公共団体情報システム機構に委任をいたしておりますが、町がシステム機構に交付する負担金に対して補助されるもので、総務省からの通知された交付金を交付金の見込み額を計上いたしております。21ページをお願いいたします。一枠目の目1総務費国庫委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届け出等事務委託金は外国籍の方の転入や転居届などの事務処理に関する委託金です。2月末の外国人の人口は201人でございます。30年の年間事務処理件数が113件を取り扱っております。節の二つ下になります。節2、国民年金事務委託金は、国民年金事務にかかります人件費、物件費等に対する交付金です。2カ年の実績及び平均額を計上いたしております。次に24ページをお願いいたします。2枠目の中ほどになります。節3住民基本台帳委託金人口動態調査事務委託金は、出生、死亡、死産、婚姻離婚の五つの届け出に係る調査事務費でございます。以上で歳入を終わります。次に歳出になります。42ページをお願いいたします。中ほどになります。目16旅券費、パスポートの取り扱いに関する事務にかかる費用で前年度と同額を計上いたしております。主なものといたしまして、節13委託料、IC旅券用交付窓口端末機保守点検委託料です。パスポートの発行件数が2月末で168件を取り扱っております。次に46ページをお願いいたします。2枠目になります。目1戸籍住民基本台帳費で戸籍住民基本台帳事務にかかります職員の人件費システムの委託料及びリース料が主なものです。次のページをお願いいたします。説明の2行目、時間外勤務手当は、戸籍住民基本台帳関係の届け出やマイナンバーカード交付関連事務の休日及び業務時間外の対応分でございます。節11、需用費の消耗品費は、戸籍住基に関します書籍や追録、各届書用紙代、個人番号カード等の裏書用プリンターのインクカートリッジと言語改正に伴いますゴム印代でございます。食糧費につきましては、人権擁護委員6名との情報交換開始や年4回開催いたしております人権相談援助開設時の昼食代でございます。節13委託料です。戸籍システム、住基ネットシステムに関する保守料、個人番号カード等の裏書きをプリンターの保守に係る経費で前年度とほぼ同額となっております。節14、使用料及び賃借料、こちらも戸籍システム、住基ネットシステム機器のリース料です。どちらも30年度中に、システム機器の更新をさせていただいたも

のでございます。節18備品購入費は、窓口用レジスターの購入費を計上いたしております。現在使用しておりますブリヂストンレジスターが10年以上経過をしておりますので、破損した場合、部品の調達も難しいということで、新規に購入を予定するものです。節19、負担金補助及び交付金の中の1番下になります個人番号カード関連事務負担金につきましては、歳入の国庫補助金で受け入れた額をそのまま委託先の地方公共団体情報システム機構へ支出するものでございます。58ページをお願いいたします。目5国民年金事務費は、町民の方の国民年金に会するさまざまな手続につきまして御案内し年金事務所や年金機構へつなぐ事務を行っており、職員の人件費が主なものでございます。失礼しました。次に66ページをお願いいたします。目2予防費です。狂犬病予防、それから使用マナーの向上のための経費動物措置処理費を計上いたしております。節3職員手当等の時間外勤務手当は、迷い犬の搜索や保護保健所に引き渡すまでの休日中の餌やりや檻の清掃等を計上いたしております。2月末までの保護頭数な33頭でそのうち、保健所のほうへ引き渡した頭数が8頭となっております。次のページをお願いいたします。節13委託料の動物措置処理業務委託料ですが、これは町道、農道、公共施設等での動物死骸処理を委託するものでございます。2カ年の実績により計上いたしております。次に、目3環境保全費です。環境保全に係る職員の人件費と環境美化監視員や、廃棄物減量等推進員の報酬、費用弁償、それからごみ収集に関する経費、生ごみ分別堆肥化事業、不燃物分別収集に関する経費、墓地公園の管理経費、資源有価物回収事業交付金等に係る経費が主なものでございます。節1の報酬、報酬の環境美化監視員報酬は、10名の委員により2名1組で、年間50回の不法投棄等の巡視の分でございます。その下の廃棄物減量等推進員報酬は、52の各行政区から選出いただきました推進員の方へ3万5,000円の年報酬分です。節3職員手当等の時間外勤務手当は出前講座、公害苦情対応、きれいな川と海づくりデーに出たごみの分別運搬作業等の分でございます。節9、旅費の費用弁償は、環境美化監視員の会議や巡視廃棄物減量等推進員の年2回の会議開催分です。節12役務費の広告料は、毎年掲載をさせていただいておりますが、人吉球磨のタウン誌への墓地公園利用者募集の広告料です。30年度は墓地区画購入2件の申し込みがございました。節13委託料です。説明の上からごみ収集業務委託料につきましては31年度は、可燃物収集日が191日、不燃物収集日が24日、ハッピーマンデー等など、ハッピーマンデー等の休日の臨時収集日が12日となっております。284カ所のごみ収集を行っております。次の墓地公園管理委託料は、墓地公園の除草、剪定、釈迦像の清掃作業を委託するものですが、30年度中に、墓地の通路部分をコンクリート舗装いたしましたので、年間の除草回数を1回ほど減らして計上いたしております。不法投棄物処理委託料は、環境美化監視員や、通報によりまして職員が回収した金属類やタイヤなどの処理委託料です。生ごみ収集運搬委託料です。家庭からの生ごみ回収につきましては、免田地区と上地区の堀ノ角、今井、柳別府の14行政区が生ごみ排出に御協力いただき改修を行っております。1月末までの、家庭生ごみの回収量は29年度より約0.5トンほどの増加が見込まれるところです。また、事業所からの生ごみにつきましては、町内31の事業所に生ごみ分別に御協力いただきこちらは約57トンの増加が認め見込まれるところでございます。生ごみ処理委託料につきましても、家庭からの生ごみ152トン、事業所からの生ごみ約285トンを見込んで計上いたしております。次のページをお願いいたします。家庭系有害ごみ収集運搬委託料は、地区のリサイクルステーションに出される蛍光管や水銀使用の乾電池などの有害物の処理に係る費用です。不燃物選別及び処分運搬業務委託料につきましては、家庭から出る不燃ごみをクリーンプラザに持ち込む前に町内の資源有価物回収業者において、資源有価物を選別し再利用促進する事業です。これにより不燃ごみの排出量が2月末までで約50%ほど削減されている状況でございます。節15工事請負費は、30年度に墓地公園の通路をコンクリート舗装した部分への車の乗り入れを防止するための、車止め柵6基の設置工事費でございます。節19、負担金補助及び交付金の上から四つ目です。資源有価物回収事業交付金です。年々新聞紙や紙類布類が減ってきており、29年度実績と30年

度の見込み回収量に基づいて計上いたしております。71ページをお願いいたします。2枠目の目1塵灰処理費、説明の上から人吉球磨広域行政組合負担金のごみ処理費につきましては、人吉球磨クリーンプラザごみ焼却と機器制御装置の更新等により、赤池ごみ処理施設費に係ります。清掃費負担金の増、それから、負担金の算定基礎となります。平成30年1月から12月までの1年間のごみ量の増加に伴いまして、30年度と比較しまして、861万9,000円の増額となりました。次のし尿処理費につきましては、こちらは負担金の算定基礎となる処理量が下水道事業の進捗により減となったことで243万7,000円の減額となっております。以上で、町民課所管の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。それでは生活福祉課所管分の当初予算について説明申し上げます。まず9ページをお開きください。第2表債務負担行為の上から4番目、災害時避難要援護者支援システム賃借で期間を平成32年度から36年度までの5年間限度額を220万6,000円といたしております。災害対策基本法では市町村の避難行動要支援者名簿の作成と名簿情報の避難支援関係者への提供が規定されていることに基づきまして、平成24年度にシステムを導入し、年間を通じて入力データの更新作業を行ってまいりましたが、システムのソフトウェアに関するサポートが年度末に終了することとなっていることから、終了前までにシステムを更新する必要があります。また更新に合わせて、高齢福祉課所管の命のバトン事業関係支援システム及び地域包括支援センター管理システムとの情報共有を図り、事務の効率化と利活用の効果的な推進を目的として準備を行い、年度内に更新作業を行うこととして、機器類のリース料を計上いたしているものでございます。次の10ページをお願いいたします。第3表地方債です。2番目の枠から重度心身障害者医療費助成事業、これは県補助金2分の1の町負担分です。次の出生祝金事業分事業費分100名分を計上いたしております。次の子ども医療費助成事業の県の補助以外の部分を計上いたしております。児童福祉施設整備事業につきましては、1,230万円、本年度から2カ年度2カ年間にわたる事業で工事を実施中であります中球磨幼稚園の園舎改築事業の平成31年度本体工事分の起債となっております。失礼しました。続きまして歳入17ページをお願いいたします。上の枠から目2民生費負担金、節2障害者福祉費負担金は、地域活動支援センターの基本的な事業部分の補助対象外について、本町以外の障害者の利用実績に応じて負担金を徴収するものです。錦町、相良村からの負担となります。次の節3児童福祉負担金、保育所負担金、私立保育園の利用者の保育料負担金ですが、積算根拠といたしましては、前年度額をもとに園児の増減率96%と徴収率98.9%を乗じて計算をいたしております。なお、本年10月に実施されます消費税の引き上げに伴いましての幼児教育無償化会計につきましては、9月の補正予算で対応する予定となっております。その次の保育所負担金過年度分につきましては、私立保育園保育料の過年度分で調定見込み額、調定額を4年間の平均収納率を乗じて計上いたしております。節4、養育医療費保護費保護者負担金につきましては医療必要とする低出生体重児の医療費に対する保護者負担金として受け入れるもので、過去3年間の実績平均で算出させていただいております。下の枠で、目2民生使用料、節1社会福祉施設使用料、ふれあい福祉センター使用料につきましては、次年度におきましては、指定管理者から町が管理することになりますので、費目存置1,000円を計上いたしております。節2児童福祉施設使用料、保育所使用料過年度分につきましては、平成27年度までの町立保育所の過年度分です。本年度末の調定見込み額を過去4年間の平均徴収率で乗じて計上いたしております。続きまして19ページをお願いいたします。上から2番目の、目2節1民生手数料、保育料の督促手数料と過年度分を計上いたしております。次の枠で、目1民生費国庫負担金、節2障害者福祉負担金、障害者医療費負担金につきましては、障害者の方を失礼しました障害者の方に対する心臓疾患、腎臓疾患人工関節置きかえ術等への医療費の給付及び病院等長期の入院による医療的ケアや常時介護を必要とする障害者の方の食事、入力等の介護を提供するもので、国の負担分といた

しまして、過去3年間の平均の国庫負担割合の2分の1の額を計上いたしております。その下の障害者自立支援給付費等負担金につきましては、障害介護給付費の国庫負担金でございます。身体、知的精神障害者及び難病がある方に対する支援として、施設入所、通所による就労訓練や生活介護、居宅介護を提供する経費、または補装具などの購入や、修繕費に対するもので負担割合は2分の1となっております。節4児童福祉総務費負担金、施設型給付費給付負担金につきましては、認定こども園及び保育園町内外のそれぞれの園の公定価格のうち、1号認定、これは3歳以上の学校教育を受ける子供のことで幼稚園のことでございます。と2号認定これは保育を必要とする子供のうち3歳以上。につきましては、国の負担金2分の1、3号認定、これは保育を必要とする子供のうち3歳未満児につきましては100分の52.87号の負担率となっております。その下の障害児給付費負担金につきましては、障害児及び発達障害児の方が利用される通所支援費に対する国の負担で見込み額の国庫負担分の2分の1の額を計上いたしております。節5児童手当事業費負担金につきましては児童手当に対する国の負担金となっております。それぞれの負担区分により年3回に分けて支払いますが、年間に支払う延べ児童数を2万2,600人程度と見込んで計上いたしております。節6養育医療費負担金につきましては、低出生体重児で入院して療育を受ける医療費に対する国庫負担金です。国庫負担率は2分の1で計上いたしております。次の衛生費国庫負担金につきましては、養育医療事務の所管課が生活福祉課であるため廃目とし、ただいま説明いたしました節6に組み替えを行ったものでございます。次の20ページをお願いいたします。国庫補助金で目2民生費国庫補助金、節1障害者福祉費補助金、生活支援生活地域生活支援事業補助金につきましては、障害者の方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する事業となっております。日中一時支援、移動のための支援、意思疎通支援、日常生活用具費などをはじめ、地域活動支援センターへの支援、巡回支援専門員整備事業に対する国の2分の1の補助金となっております。この補助金につきましては、国の予算の範囲内での交付ということになっておりますので、見込み額といたしまして7割の計上をいたしております。節2児童福祉総務費補助金、地域子ども子育て支援事業費補助金は、認定こども園での一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、これ放課後児童クラブのことでございます。健康推進課が実施しております乳児全戸訪問事業などが対象となっております。国の補助率が3分の1となっております。その下の子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金につきましては保育園での保育の質の向上のため、園関係職員の研修会に対する対象経費の2分の1が補助金として交付されるものとなっております。次の保育所等整備交付金につきましては、中球磨幼稚園の園舎改築工事の対象経費に対する次年度分の国の補助金55%の額となっております。次の節3プレミアムつき商品券事務補助事務費補助金につきましては、本年10月の消費税率の引き上げに伴い消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し下支えすることを目的として実施されるものとなっております。実施に必要な経費として、事務費と事業費の全額を国が補助を行うものでございます。当初予算におきましては、当面の事務費として4月からの準備事務で必要となる費用を計上いたしておりますが、実施に要する事業費としてのプレミアム分の補助金と事務費分の追加で必要となる費用につきましては、次年度における補正予算での計上を予定いたしております。国が示している事業の主な概要につきましては歳出で説明させていただきます。また今後は関係課団体機関との準備のための協議を進めていかなければなりませんけれども、本町における実施の概要が決まりましたら、町議会への報告を行いますのでどうぞよろしくをお願いいたします。次の21ページをお願いいたします。国庫委託金で目2民生費国庫委託金、節1障害者福祉費委託金で特別児童扶養手当事務委託金ですが、これは身体障害1、2級の障害にある障害のある20歳未満の保護者に支払われる特別児童扶養手当事業の事務委託分として、受給者数を49名分を見込んでおります。次の枠で目2民生費県負担金、節2障害者福祉負担金、障害者医療費負担金と次の障害者自立支援給付費等負担金、それから節4の児童福祉総務費負担金、説

明の施設型給付費負担金、次の障害児給付費負担金、節5 児童手当事業費負担金までの各県の負担金につきましては、国庫負担金と同様の事業内容に対する県の負担金といたしまして、4分の1の額を計上いたしております。節6 救護施設負担金につきましては、救護施設しらがね寮の事務費と保護費を負担基準によりそれぞれ算定して計上いたしております。節7 養育医療費負担金ですが、これにつきましても国庫負担金同様の事業でありまして、医療費見込み額から保護者の負担金を負担分を引いた概算額の県の負担分4分の1を計上いたしております。次のページをお願いいたします。22ページをお願いいたします。次の上の枠からですが、養育医療費の県負担金につきましては廃目とし、国庫負担金同様前ページの節7として組みかえるものでございます。次の枠の県補助金で目2 民生費補助金、節1 社会福祉総務費補助金、民生委員協議会活動費補助金につきましては、民生委員児童委員の資質の向上と活動強化に資するため、協議会への活動補助金となっております。節3 障害者福祉費補助金は、障害者住宅助成事業費県補助金として、昨年度は相談がございましたので、1件分を見込み額として助成限度額の90万円の県補助率2分の1の額を計上させていただきます。重度心身障害者医療費助成事業費補助金につきましては、実績見込みでの事業費の2分の1の補助率で計上いたしております。次の地域生活支援事業補助金につきましては、国庫補助で説明いたしました障害者の方が日常生活を営むことができるよう支援を行う各事業に対する県の補助金で4分の1の補助率となっております。国庫補助金同様に、予算の範囲内ということでございますので、同様に70%を乗じたところで計上いたしております。次の難聴児補聴器購入費助成事業費補助金、障害の軽度中度の聴覚障害がある難聴児に対して、県が2分の1を助成する事業となっております。節4 児童福祉補助金 多子世帯子育て支援事業費補助金は、本年度から開始された新しい事業で、県が実施する支援事業により世帯の18才未満の子どもで第3子以降で5歳未満児の保育料を無償化するものとなっております。補助率が2分の1です。次の施設型給付費補助金は、認定こども園が実施する施設型給付費で運営費になりますけれども、地方単独で実施している費用部分で、部分に26.6%につきまして、県の補助で2分の1の補助計上いたしております。次の地域子ども子育て支援事業補助金につきましては、国の補助金同様、認定こども園、保育園、放課後児童クラブが行う事業に対しての県の3分の1の補助事業となっております。教育の質の向上のための研修支援事業費補助金につきましては、認定こども園及び保育園職員に対するスキルアップのための研修会費用の2分の1の補助金となっております。次の保育対策総合支援事業補助金につきましては新規事業で保育士の補助を行う保育補助者を雇用し、業務負担の軽減や離職防止、保育人材の確保を行うことを目的とする事業でございまして、国4分の3、県と町が8分の1の負担割合となっております。うち国費は間接補助となっておりますため、国県補助の分を合わせて8分の7の額を県補助金として節で計上いたしております。次の認定こども園施設整備補助金につきましては起債国庫補助金で説明いたしました次年度の中球磨幼稚園の県補助分と、文部科学省補助分の防犯対策工事が、県補助金として交付されるものとなっております。節5 子ども医療費助成事業費補助金、乳幼児医療費補助金につきましては、4歳未満児と多子世帯の未就学の未就学児の入院、通院等の医療費助成等助成事業に対する県の2分の1の補助金です。節6 ひとり親家庭福祉補助金は、ひとり親家庭等の生活安定と福祉の向上を図るための医療費助成事業費の2分の1の補助率で本年度見込み額で計上させていただきます。次は27ページをお願いいたします。1番上の枠の目1 節1 延滞金は保育料の延滞金を費用目置として計上いたしております。1番下の枠で、目1 民生費納付金、救護施設の自己負担金はしらがね寮の入所者の自己負担金として、基準額の30人分と過年度分を計上させていただきます。次の28ページをお願いいたします。目3、節1 雑入で上から3番目のしらがね寮職員給食費は、宿直時の職員の給食費負担分を計上いたしております。下の枠の目2 民生債につきましては、第3表の地方債で説明をさせていただきましたので割愛させていただきます。引き続きまして歳出に移らさせていただきます。52ページをお願いいたします。1番下の枠からになります。目1 社会



福祉総務費、この目につきましては、生活福祉課職員の人件費をはじめ、高齢福祉課と連携して運用する災害時避難要支援者、要援護者支援システムの拡張更新費を戦没者追悼式、デマンド交通システムの関係機器類のリース関係費用関係機関団体への運営補助金、乗り合いタクシー補助金などを主に計上いたしております。主な内容について説明をさせていただきます。1番下の枠で節1報酬では、民生委員推薦会委員報酬と保健福祉総合計画策定委員報酬を計上いたしております。本年度は民生委員の改選の年となっております。また、本年度までの失礼しました次年度が改正の年となっております。また、本年度までの5カ年間の計画期間となっている保健福祉総合計画の策定の年となっております。次の53ページをお願いいたします。ページの中ほどになります。節8報償費の成年後見人謝金につきましては、関係要綱に基づきまして、町長が審判の請求を行い、家庭裁判所が後見人等の選任を行った場合の報酬の一部の助成となっております。戦没者合同追悼式謝金は祭壇への花への謝金、小中学生の平和へのメッセージに対する記念品などを計上いたしております。節11需用費につきましては、戦没者合同追悼式関連の消耗品費、食糧費を計上いたしております。節13、委託料では社会福祉協議会に委託しております総合相談事業、債務負担行為で説明いたしました災害時避難要支援者支援システムの現行システム分の保守委託料と更新を行うシステムの初期導入委託料を計上いたしております。次の54ページをお願いいたします。節14で31年度分のデマンド交通システム及び機器類のリース料を計上いたしております。節19負担金補助及び交付金、民生委員児童委員協議会補助金につきましては、本町におきましても、少子高齢化が進展していく中で、個人や家族を取り巻く環境が大きく変化してきておまして、将来への不安や介護生活困窮、子育てなど、さまざまな悩みを抱える人が増加しております。民生委員児童委員の皆様にはこのような情勢の中で、それぞれの地域においてきめ細やかな相談支援活動を行っていただいております。協議会への運営補助金を計上いたしております。次の社会福祉協議会運営補助金につきましては、町関係部局と連携しながら、さまざまな福祉活動を行われておりますが、将来その活動内容はさらに多様化していく中で、地域福祉向上の担い手としての大切な業務を行っていただいております。3月末を持ちまして三つの温泉施設の指定管理業務委託期間が終了いたしますので、人件費部分において、昨年度より720万円ほど増額となっております。次の乗り合いタクシー補助金につきましては、現行の乗り合いタクシーへの補助金2カ月分と、デマンド交通事業分10カ月分の合計額となっております。遺族会補助金につきましては昨年度同額を計上させていただきます。次に56ページをお願いいたします。目4障害者福祉費、この目につきましては、平成32年度から5カ年間の計画期間として策定するあさぎり町障害者計画に要する経費、障害支援区分認定のための非常勤職員の人件費をはじめといたしまして、国県の負担及び補助割合に基づく支援のための相談費さまざまな活動支援事業関係団体機関への補助金広域的な事業に対する町の負担金、医療費関係の助成金、給付費用並びに球磨郡障害者、障害認定審査会特別会計への繰出金を計上いたしております。節1報酬は、保健福祉総合計画を構成する計画の一つでございます。あさぎり町障害者計画策定のための策定委員報酬と現在育児休暇中の非常勤職員の報酬の9月から7カ月分となっております。節7賃金につきましては、8月まで5カ月間の臨時職員の賃金となっております。節8、報償費につきましては、身体障害者相談員5名、知的障害者相談員1名の謝金です。節12役務費の各種手数料につきましては、国民健康保険連合会、社会保険診療報酬支払基金に対する審査支払い手数料と、障害認定区分に関する医師の意見書手数料となっております。昨年とほぼ同額を計上させていただきます。節13、委託料の地域生活支援事業委託料につきましては、意思疎通移動支援、日中一時支援などの支援活動事業として計上いたしております。委託先といたしましては、移動支援は社会福祉協議会、中央タクシーさん、日中一時支援活動につきましては、つつじヶ丘学園さん第2つつじヶ丘学園さん、多良木学園さん、うぐいす荘等に委託を行っているところでございます。次の57ページをお願いいたします。地域活動支援センター委託料につきましては、障害者の活動の場を提供する事業として町内の

地域生活支援事業所あすなりさんのでございます。に対する委託料として昨年同額を計上させて昨年同様計上いたしております。節14の障害福祉サービス請求内容チェックシステムの使用料につきましては、平成26年度より導入いたしております、各関係事業所の国、国保連への請求内容審査の正確化のために導入いたしております導入しているものでございまして、昨年同様となっております。節19、負担金補助及び交付金での各関係機関団体への負担金及び補助金並びに広域的な事業への町負担金につきましては、町村会への査定結果を踏まえて予算計上いたしておりますが、その中で、上中球磨巡回支援専門員整備事業負担金につきましては、水上、湯前、多良木、あさぎりの4町村の各保育所や学校への巡回支援や保育士等への助言相談、保護者相談事業を行う事業でございまして、平成25年度から実施をいたしております。下から4番目の、人吉球磨地域障害者相談支援事業負担金から、人吉球磨圏域地域療育センター事業負担金につきましては、人吉球磨の圏域で取り組んでいる各事業の負担金でございまして、障害者に対して各専門相談員の方による相談活動や就労に向けた訓練在宅の障害児や保護者を主な対象として相談を受ける事業に対する負担金となっております。節20扶助費、重度心身障害者医療費助成事業費につきましては、障害者の方へのさまざまな医療支援として2分の1の単県補助となっております歳入地方債で説明いたしましたとおり、町の持ち出し分は起債借入事業といたしております。次の58ページをお願いいたします。更生医療費給付費につきましては、障害者に対する更生医療と障害を有する者または残す恐れのある児童に対する育成医療費に対する国2分の1、県と町が4分の1負担するものでございます。身体障害者福祉年金給付事業につきましては、町単独事業で5,000円の給付対象1,000人分を見込んでの計上となっております。福祉タクシー料金助成事業につきましては、障害者に対する初乗り料金の助成を行う事業となっております。住宅改造助成事業につきましては、本年度相談があつていることから、申請見込み1件分の計上とさせていただきます。障害介護給付費につきましては、施設への入所通所による就労訓練や生活介護、居宅介護を提供するもので、国2分の1、県と町が4分の1負担を行うものでございます。療養介護医療費は病院などの施設での医療ケアや常に介護が必要な障害者の方を対象として、食事、入浴などの介護サービスを提供するものでございまして、障害介護給付費同様の負担割合となっております。次の自動車運転免許取得改造助成事業は3件分、難聴児補聴器購入助成事業につきましては1件分計上させていただきます。節28繰出金は、郡障害認定審査会特別会計への繰出金ですが、昨年度より、7万4,000円ほど増額となっております。人件費用の増額によるものです。次の59ページをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。ちょっと説明の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時11分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。引き続き、歳出予算の説明を行います。59ページをお願いいたします。目7社会福祉施設費ですが、比較増減の中で2,575万1,000円ほど昨年度減となっております。この件につきましては、ふれあい福祉センター高山荘の施設の指定管理委託料の減などが主な内容となっております。次のページをお願いいたします。60ページです。節13の委託料、ヘルシーランド指定管理委託料につきましては、4月より指定管理者が変わりますが、早速年度初めに行事やPRイベントが企画されております。節18、備品購入費につきましては、売店内に設置しております冷蔵保冷庫が老朽化していることから、買い替えをする費用として計上をいたしましたものでございます。ヘルシーランドにつきましては、

できるだけ早く運営管理が定着するように、担当課といたしましても引き続き定期的な連絡調整を行ってまいります。目8、臨時福祉給付金等給付事業ですが、節23償還金利子及び割引料で、平成28年度分の給付費2件の返還金となっております。目9プレミアムつき商品券事業につきましては、4月からの当面の準備費用として、節1報酬で事務補助をお願いする非常勤職員の人件費を計上いたしております事業の概要といたしましては、マスコミ等で報道されておりますとおり国が全額補助を行う事業で、対象者は課税基準日が本年1月1日で住民税の非課税非課税者で住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護、被保護者を除く人となっております、合わせて3歳未満の子供が属する世帯の世帯主となっております。商品券のプレミアム分につきましては20%となっております、購入限度額につきましては2万円の商品券につき5,000円のプレミアム分ということになります。ただし低所得者に配慮した商品券につきましては5,000円単位の5回の販売単位となりますけれども、一括購入もできるということがございます。また、商品券の1枚当たりの単位は地域の実情に応じて利用しやすい額ということになっておりまして、お釣りが出ないことから、500円単位の10枚セットとなることを想定いたしております。商品券の使用期間は本年10月1日から来年3月末までの利用期間として準備を進めていくこととなります。従来の臨時福祉給付金との大きな違いは、対象になった方に町が通知を行う点までは同じですが、利用に際しては、対象者の申請に基づき、商品券の購入引き換え券を町が発行いたします。その後は引き換え券を提示して実際の商品券を購入して、町内の店舗で利用を行っていただくという点が異なります。現在県によりまして、県内市町村の実施に向けた意見や確認事項の取りまとめが開始されたところがございます、新年度に入りまして、実施に向けた県の担当者会議を経て、まず対象者の抽出作業に着手することとなります。事務的に相当の量と関係各課機関との連携が不可欠となっておりますので、事業内容につきましては、しかるべき時期に報告させていただきたいと考えているところでございます。次のページをお願いいたします。目1児童福祉総務費、前年度に比べまして1億5,324万2千円増となりました1億5,324万2,000円の増となっております。主な要因といたしましては、施設型給付費負担金の増。また、説明いたしております保育所等整備事業費補助金の中球磨幼稚園の改築部分、それから障害児通所支援費の増と主な要因となっております。節19、負担金補助及び、失礼しました。節8報償費につきましては、保健福祉総合計画策定委員として現在アンケート調査の集計を行っております。子ども子育て支援事業計画の委員の報酬、節8、報償費の出生祝い金ですが、子育て支援消費少子化対策の一つとして、100名分を計上いたしております。節19負担金補助及び交付金では、施設型給付負担金で認定こども園、それと私立保育園の運営費を計上いたしております。これの内容につきましては、本年から県が実施しております。第3子以降の保育料無償化の分も含まれております。放課後児童健全育成事業補助金ですが、町内の七つの学童クラブの分でございます、対象児童数は、昨年度とほぼ同数と見込んでおります。新たに障害児の受け入れが2クラブ、支援員の処遇改善加算が1クラブ増となっております。次の子育て支援強化事業補助金ですが、認定こども園の一時預かり事業と社会福祉協議会ファミリーサポートセンター事業の補助金となっております。保育対策総合支援事業補助金につきましては、歳入で説明いたしました二つの認定こども園が始める新規事業です。次の病児病後児保育事業補助金ですが、負担金ですが、公立多良木病院企業団におきまして、病児病後児保育事業として実施しております4町村からの委託事業です。次年度は事務局を湯前町といたしまして運営を行っていくことといたしております。次の延長保育事業補助金につきましては、保護者の就労形態の多様化に伴うニーズに対応するため、保育時間の延長に取り組む保育園への補助金で、九つの保育園で実施予定となっております。次の障害児保育事業補助金は、障害児を受け入れる目的で保育所加算配置している保育園への補助となっております、認定こども園を含め12の保育園が実施いたしております。保育所整備事業補助金につきましては、歳入で説明いたしました中球磨幼稚園の施設整備事業費の国の自己負担額を除いた次年度分の補助金額とな

っております。節20扶助費、障害児通所支援費は障害児及び発達障害児に対する通所支援事業で、従来児童デイサービスと言われていた事業のことでございます。前年度実績見込みにより算定いたしておりますが、児童福祉法の改正に伴う民間事業者の参入の増加や、児童の放課後における時間の過ごし方の多様化によるニーズの増加などが原因となりまして、年々サービスを受ける児童が増加している現状にあります。次の62ページをお願いいたします。目2児童手当事業費、節20扶助費、児童手当につきましては、年間3回に分けて支払いますが、対象となる伸び児童数が本年度より369人減少する見込みで積算をいたしております。目3子ども医療費助成事業費、節20扶助費、子ども医療費給付金は平成28年度から3年間の実績平均等を積算いたしまして予算を計上いたしております。児童生徒数の減少に伴い年々減少していく傾向にあります。目4ひとり親家庭福祉費、節11需用費は受給資格証の印刷費節20扶助費につきましては、ひとり親家庭等の医療費助成金となっております。対象家庭の生活の安定と福祉の向上を図るために保険適用負担額の3分の2の助成金で3分の2の助成金で、平成30年度の実績見込みにより積算計上させていただいております。目5療養医療費につきましては、款4衛生費、項1保健衛生費から児童福祉費に変更を行っております。節20扶助費で、過去3年間の平均で算出計上いたしております。次の枠で目1救護施設総務費につきましては、主に救護施設しらがね寮での従事者職員等の人件費施設の維持管理経費等を計上いたしております。基本的には毎年同様の予算内容となっておりますが、報酬、職員手当関係で、職員及び非常勤職員手当につきまして単価を若干改正いたしております。施設の定員は50名ですけれども、3月1日現在で女性の方が24名、男性の方が29名の計53名の方が入所されておられます。平均年齢といたしましては70.2歳の現状となっております。職員につきましては正規12名、非常勤8名の計20名で業務を行っております。次に64ページをお願いいたします。目2救護施設事業費では県からの保護費負担金と入居者自己負担金を充当いたしまして、入居者の方々が安心して自立訓練などを行いながら、日常の生活を営むことができる経費として関係予算を計上いたしております。事業の内容は例年の通りでございますけれども、前年度に比較いたしまして節11賄い材料費につきましては、現状の利用者数に合わせて100万円ほど増額となっております。他の経費につきましても同様、現状の利用人数で積算をさせていただいております。次の65ページをお願いいたします。中ほどの目1災害救助費、節20の扶助費につきましては、災害見舞金として住宅の全焼全壊等につきまして、昨年度同様の30万円の2件分を予算計上させていただいております。最後に71ページをお願いいたします。上の枠で療育医療費につきましては、項2児童福祉費、節5養育医療費として組みかえをさせていただいております。以上、生活福祉課所管分の当初予算につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 高齢福祉課所管の一般会計予算の説明を申し上げます。歳入からです。17ページをお願いいたします。1段目の2枠目になります。目2民生費負担金、節1老人福祉費負担金、養護老人ホーム入所者負担金646万8,000円は、平成30年度の実績見込み額を勘案し計上しております。2番目2枠目になります。目2民生使用料、節1社会福祉施設等使用料白寿荘使用料、12万円は過去の使用料実績を基礎に算出しています。その下の生活支援ハウス9万6,000円は、1世帯1年分の使用料で算出しております。19ページをお願いいたします。2段目の1枠の1番目です。目1民生費国庫負担金、節1老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金174万7,000円。これは介護保険被保険者第1号の低所得者第1段階について、5割の国費負担とは別に、公費を負担し、低所得者の保険料を軽減するものです。国2分の1の負担割合となっております。2019年10月から消費税率が引き上げることが実施されますと、対象者が第3段階まで拡大される予定でございます。21ページをお願いいたします。2段目1枠の1行目になります。目1民生費、県負担金、節1老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金87万

3,000円は、国庫負担金で説明いたしました県の4分の1負担分となっております。22ページをお願いいたします。2段目2枠になります。目2民生費県補助金、節2老人福祉費補助金、老人クラブ活動等事業補助金127万8,000円。これは老人クラブ活動について、単位老人クラブ数と会員数に対しての補助金になります。高齢者住宅改造助成事業費として、1年1件分の限度額70万円の2分の1の補助で35万円。低所得者利用者負担対策事業費県補助金30万円。この事業は、低所得者で低所得で生計が困難な方に対して、介護保険サービスの利用促進を図るために、介護サービスを行う社会福祉法人がその社会的な役割の一環として、利用者負担軽減を行っておられますが、その軽減額の4分の3を県が補助するもので、事業対象見込み額40万円の4分の3を計上しております。権利擁護人材育成事業補助金、153万5,000円は、人吉球磨成年後見センターの運営費として委託先である人吉市社会福祉協議会へ10市町村が支払う委託料のうち、あさぎり町負担分の65%相当額を補助されるものです。歳出で県の負担分と合わせまして、委託料で計上しております。次に歳出を説明いたします。54ページをお願いいたします。2枠目になります。目2老人福祉費、目の目には、生活福祉課、健康推進課所管の予算も含まれておりますが、高齢福祉課所管の老人福祉で計上しております主な事業につきまして説明をいたします。この事業の中には金婚表彰経費敬老祝金、緊急通報システム、敬老会開催費などの経費を計上しております。前年度と比較して大きく増減したものを主な事業について説明いたします。節8報償費、金婚式記念品、18万1,000円は50組を対象としております。敬老祝金は、555万円を計上しておりますが、対象者の増加により前年度と比較し約10%伸びております。内訳でございますが、100歳が15名、90歳が115名、80歳が175名となります。55ページをお願いいたします。4枠目、節13委託料、一行目の1利子球磨成年後見センター運營業務委託料236万3,000円は、歳入で説明いたしました本町の委託料分でございます。4行目、敬老会式典業務委託料560万2,000円を計上しておりますが、これにつきましては、前年比約5%の減となります。対象年齢を段階的に、75歳以上に移行する2年目の年となり、今年度は72歳以上の方、3,995人が対象となります。6行目になります。緊急通報装置システム管理業務委託料88万4,000円。これは前年度と比較し40%ほどの減額となります。これは利用者の施設への入所や携帯電話の普及により解約が増えたためでございます。節19負担金補助及び交付金一行目の低所得者負担軽減補助金40万円は、歳入で説明いたしました低所得者利用者負担対策事業費補助金の町負担分4分の1を加算した分でございます。10行目老人クラブ補助金256万4,000円は老人クラブ会員1人当たり1,000円の会員数、2,564人分でございます。平成30年度は対象者が2,665人ございました。最後の行シルバーエイト負担金2,093万1,000円は、多良木町を除く3町村の負担金額を人口割で算出したものでございます。節20扶助費の高齢者住宅改造事業につきましては、県補助金で説明しました2分の1補助事業の1件分70万円を計上しております。節28繰出金、介護保険特別会計への繰出金2億8,141万9,000円を計上しております。昨年、平成30年度と比較し約2%増加しております。内訳でございますが、介護給付費分として2億4,312万2,000円。事務費分が2,185万円。地域支援事業分が、620万1,000円、任意事業分が675万1,000円。低所得者保険料軽減負担金繰出分として、349万4,000円となっております。56ページになります。2枠目になります。目3、老人保護費、節19負担金補助及び交付金、球磨圏域福祉サービス協議会負担金11万1,000円は、球磨圏域における養護老人ホームへの入所判定を行う協議会の負担金です。節20扶助費、1行目の老人施設入所措置費、6,451万2,000円を計上しております。前年度と比較し約8%伸びております。対象者を平成30年度より2名増加の32名と見込んでいるためでございます。59ページをお願いいたします。2枠目になります。目7社会福祉施設費、高齢福祉課所管分の予算として、節11需用費254万4,000円のうち、高齢者コミュニティセンター白寿荘と生活支援センター分の光熱水費、修繕料等の維持管理費が53万円と

なります。節12 役務費、生活支援ハウス分の電話料が3万2,000円、消防設備検査手数料3万2,000円は、高齢者コミュニティセンター白寿荘分となります。60ページをお願いいたします。節13、委託料、3行目の生活支援ハウス管理委託料318万8,000円を8,000円を計上しておりますが、平成31年度は基本的に町の直営で運営をするということで計画しておりますが、夜間休祭日の管理をシルバー人材センターへ、委託を予定しておるための委託料でございます。節14 使用料及び賃借料支援ハウスのテレビ受信料と白寿荘のモップ料4万1,000円を計上しております。以上で、高齢福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） 続きまして、健康推進課所管分の説明をいたします。17ページをお願いいたします。下の枠になりますけれども、目3 衛生使用料、節1 保健衛生施設使用料、その2行目になりますけれども、保健センター使用料、30年度の使用状況により計上させていただいております。19ページをお願いいたします。下の枠になります。目1 民生費国庫負担金節3、国民健康保険事務費負担金、国民健康保険基盤安定負担金、これは保険者支援分として、保険料軽減の対象者数に基づきまして、国が2分の1を負担するものでございます。次の20ページをお願いいたします。中ほどになりますけれども、目3 衛生費国庫補助金、節2 衛生費国庫補助金、感染症予防事業費補助金、これは新規事業でございますけれども、関東地方中心に風疹が風疹の感染が拡大しておりまして、特に30代から50代の男性の感染者が多い状況ということでございます。この世代につきましては、予防接種法に基づく定期接種を定期接種を受ける機会がなかったということから、抗体保有率が80%程度とほかの年代よりも低い状況になっております。このため予防接種法に基づき、2021年度までの3年間で実施することになっております。この補助金の93万4,000円の内訳としまして、システム改修費用が39万7,000円、これ2分の1の補助でございます。それから抗体検査の費用53万7,000円、これも2分の1の補助でございます。あわせまして93万4,000円でございます。次の21ページをお願いいたします。下の枠になりますけれども、目1の民生費県負担金、節1 老人福祉費負担金、2行目になります。後期高齢者分保険基盤安定拠出金、これは後期高齢者にかかります保険料の軽減分を公費で負担するものでございます。県が4分の3を負担するものでございます。それからその二つ下の節3、国民健康保険事務費負担金、国民健康保険基盤安定負担金、この中には、保険料軽減分に対し、県が4分の3負担するものと軽減対象となった被保険者数をもとに、4分の1を支援するものが含まれております。合わせて4,983万4,000円となっております。23ページをお願いいたします。1番上になりますけれども、目3 衛生費県補助金、節1 保健衛生費補助金、この2行目からになりますけれども、健康づくりに関するところの補助金でございます。市町村健康増進事業費補助金、自殺対策推進事業費補助金、虫歯予防対策事業費補助金、風疹予防接種助成事業補助金、これはこれにつきましては、従来からの妊娠を希望される助成とその家族に対する抗体検査、それから予防接種に対する助成でございます。その次が早産予防対策事業費補助金、こんにちは赤ちゃん事業費補助金ということで、健康づくりに関するところの補助金でございます。次27ページをお願いいたします。1番下の枠になりますけれども、款20の諸収入の目2 衛生費納付金、節1 衛生保健衛生費徴収金、各種健診個人負担金、健診の申し込みを行っておりますけれども、状況によりまして算出いたしております。次、歳出になりますけれども、54ページをお願いいたします。中ほどになりますけれども、目2 老人福祉費、この中の節3 職員手当等の中の時間外手当の中の時間外手当ということでございますけれども、後期高齢者医療の保険料の決定通知等の発送業務、それから保険証の発送事務等にかかるところの時間外手当を計上させております。すいたいでございます。36万4,000円の中の2万1,000円分でございます。次の55ページをお願いいたします。節の19 負担金補助及び交付金、この中の2行目になりますけれども、後期高齢者医療広域連合一般会計分共通経費負担金、それから

その下の後期高齢者医療広域連合特別会計分共通経費負担金。これはいずれも事務費に係る分でございますけれども、広域連合から示された金額に基づき計上いたしております。それから一つおきましてその次の後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金、これは高齢者の医療費の自己負担金を除いたところの12分の1を公費で負担することになっております。これも広域連合から示された金額に基づき、計上いたしております。それから一番下の節28繰出金、これは次のページになりますけれども、右上の説明のところの後期高齢者医療特別会計繰出金これにつきましては、この中には、後期高齢者医療特別会計の事務費に関する経費91万7,000円。それから、保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1負担いたしますけれども、保険基盤安定繰出金としましてあわせまして、6,882万7,000円を繰り出します。それに歯科口腔検査の繰出金としまして、112人分の4万5,000円。合わせて6,978万9,000円を繰り出すものでございます。59ページをお願いします。はい、目6国民健康保険事務費、節28繰出金、国民健康保険特別会計繰出金その前にですね節3の職員手当等この中の一番下に時間外勤務手当がございます。ここは国民健康保険に係る職員の人件費が、そうですね。すいません。ここはですね給料から節2の給料から節3職員手当この辺につきましては国民健康保険に係る職員の人件費が含まれております。失礼しました。それから時間外勤務手当につきましては、保険証発行時に係るものでございます。それから節28の繰出金国民健康保険特別会計繰出金内訳としまして、保険料の軽減分など、保険基盤安定繰出金としまして国庫負担分を県負担分を町負担分を合わせまして、9,150万2,000円を繰り出し、それに出産一時金としまして、費用の3分の2に当たります分の22人分を計上いたしております。これが616万円になります。それから、国保の財政安定化支援事業分としまして、2,399万6,000円。それと事務費分の繰り出しとしまして778万円。合わせまして1億2,943万8,000円を繰り出すものでございます。続きまして65ページをお願いします。一番下の枠になりますけれども、保健衛生総務費節1の報酬、非常勤職員の報酬でございますけれども、4月から保健師1人が産休、それから育休に入りますので、非常勤職員を1名雇用するものでございます。節4の共済費、社会保険料につきましてもこの非常勤職員に係るものでございます。次の66ページをお願いします。この中の節13の委託料の3行目になります。健康管理システム改修委託料79万6,000円になりますけれども、これは先ほど御説明いたしましたけれども、風疹の抗体検査それから予防接種にかかるところの本システム改修費用でございます。それから節19の負担金補助及び交付金、一番上の病院事業負担金、これは公立多良木病院へ負担するものでございますけれども、職員数に応じた特別交付税分と児童手当に関する負担金を合わせまして、2,196万3,000円を負担するものでございます。次は次の68ページをお願いします。目4健康増進事業費、主なものとして集団健診の委託料でございますけれども、前年度と比較しまして277万8,000円の増額となっております。これにつきましては健診単価が上がったことによるものでございます。その次の目5、母子保健事業費、主なものとして次のページで説明します。ここは妊産婦の健康管理事業、それから母子保健推進事業、乳幼児の健康診査等の事業を実施いたしております。節13委託料の健康診査委託料につきましては、妊産婦の健診に係るものでございますが、対象者が対象者を100人と見込んでおります。30年度は120人見込んでおりましたので、金額にして147万円ほど減額となっております。それから次の目6予防接種事業費、ここは乳幼児の予防接種、それから高齢者の肺炎球菌、インフルエンザの予防接種が主でございますけれども、新規の予防接種として30代から50代の男性を対象とした風疹の抗体検査、予防接種を新たに実施することにしております。抗体検査の対象者が142人分の107万6,000円。予防接種のほうは25人分の25万6,000円を見込んでおります。それから、下のほうの目7健康づくり推進事業費、主な事業として次の70ページで御説明いたします。この中には自殺対策事業としまして、心の健康相談メンタルヘルス相談事業、それから健康づくり推進事業としまして、健康ポイント事業食生活改善推進協議会への補助金

交付、それと歯科保健事業としまして、フッ化物洗口等の事業を行っております。それからその下の目8保健センター管理費、免田、上、深田の各保健センターの管理費用でございます。節11の需用費の修繕料につきまして、免田保健センターの館内放送の設備、それと床暖房機器の修繕を上げております。それから岡原保健センターにつきましても、非常時の誘導灯、それから水道管の漏水修理等を計画いたしておるところでございます。以上で、健康推進課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） ここで休憩します。午後は1時30分からでございます。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。追加説明ありませんか。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は、各課ごとに行っていきます。それで、質疑が足りないようであれば、一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。まず、税務課分について質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番、小見田です。ページは13ページでございます。固定資産税の滞納繰越分がございますけど、この滞納繰越分の中の課税客体の明細について、お知らせ願えればと思います。その内容としまして、累積何年ぐらいの客体なのか。それから、将来に消滅時効に近いものがあるのか。その内容等をお知らせ願いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） すいません。滞納分の課税客体、家屋とか土地とかということですかね。その内訳、ちょっとすいません。手元にちょっと資料がございませんので、後ほど調べてから回答してよろしいですか。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） その明細についてはですね。それから含んでおきますのに、さっき申しました不納欠損になるような消滅時効に近いものとか。毎年、単年度でないと思いますので、その辺のところ年数とかも分かればつけ加えて報告願いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございせんか。ありませんか。次に、町民課分について質疑を行います。質疑ありませんか。次に、健康推進課分について質疑を行います。失礼しました。次に生活福祉課分及び高齢福祉課分について質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 59ページをお願いします。59ページの社会福祉施設費でございます。需用費の消耗品費、ガス代、水道・下水道使用料、電気料、修繕料がございますけど、前年度としまして、水道・下水道使用料がですね。2万7千円が10万5千円、前年ですね。そして、電気料が33万6千円が169万5千円。修繕料が、修繕料は前年と余り変わりませんが、やはりこの上がってる理由ですね。多分、岡原のふれあい福祉センターが、今後、指定管理から外されまして、あそこ今度工事までには利用できるところは、使っているような話も聞いておりますので、それに伴う予算なのか。そうでなければ、今後、その工事までに使用する場合の電気、水道いろんな需用費についての予算の確保はあるのか。その点を伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 山内生活福祉課課長補佐。

●生活福祉課長補佐（山内 悟君） ただいまの御質問ですけれども、ふれあい福祉センターの電気料等につきまして、電気料が132万3,000円ということで計上しております。これ自体は、昨年までは、議員



おっしゃるとおり指定管理のほうに含まれていた分ですけれども、今度工事に入るということですね。直営ということで、工事に入るまでの分の電気料、そういうものを今回、需用費、光熱水費等の欄で計上しているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 5番、久保です。6ページの款3民生費の中の救護施設費についてお伺いいたします。このしらがね寮の収支についてなんですけれども、一応、費用として1億7,372万7,000円かかって、あと県のほうからと本人さん方の納付金と、それで運営されているわけなんですけれども、この運営の中で、町の持ち出しというのも含めて収支のほうをちょっと説明していただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課課長補佐。

●生活福祉課長補佐（蓑田 輝幸君） 救護施設の収支についてということでございますけど、人件費及び管理費としては、負担金として、予算資料にありますとおり、事務負担金として1億800万程度をいただいております。事業費としましては、国・県の負担金として、1,600万から700万程度と個人からの負担金としまして、すいません。個人からの負担金としまして、2,100万から200万程度を納めていただいております。全体の収入としましては、1億7,000万、すいません、失礼しました。1億2,500万程度の収入があるわけなんですけれども、それに対して町の支出としましては、1億4,000万から5,000万程度の支出が毎年あるわけございまして、年度ごとに町の持ち出しとしましては、2,000万から3,000万程度の持ち出しが、毎年あるということでございます。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 今、説明していただきましたように毎年1,000万から2,500万の町の持ち出しが発生しますが、この経営状態を執行部のほうでは、もう従来どおり今後も続けていくつもりかどうかを町長お聞きします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。今ちょっと副町長とお話ししたところですけど、この施設はですね。今後どうするかということ、時折、内部でも議論をしています。今現在ですね。町の職員が12名、現在行っております。12名行ってましてですね。その人件費のですね。大体6割前後、もうちょっといってるかもわかりませんが、それは、この施設を運営していることで、国から交付金がきております。つまりそこ行ってることで、職員の給料も、ある程度いただきながら運営しているということでもあります。しかし、役場の職員も、相当もう事務を最近削減したところでもありますので、いつまでもこの形態でいいのかわからない、中でもよく議論をしているところです。いずれにしても、ほかの熊本県下のこの施設はですね。段々と公共的な町村からの運営じゃなくて、ほかのほうの経営形態に変わってきつつありますので、私たちとしても、どっかの段階でですね。もう町から切り離すことを想定すべきだろうということで、現在検討している。ただ、その時期を今いつかということが、まだそこまで明確に方向を持って進めているわけではありません。でも、そうあんまり長くないうちにですね。この施設をどうするかということは、もう徐々に検討していく段階にきているという状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） はい。確かにそうだと思います。それだけにできればですね。次のまた新しい町長あたり、この件も申し送りをしていただいて、方向性を早目に決めていただくと。いつまでも、やはりこの赤字をやはり流すわけにはいかないと思いますので、そのところは是非申し送りのほうもよろしく願いしておきます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 副町長。

●副町長（小松 英一君） はい。町長からありましたようにですね。運営主体をどうするかっていうのは、県内あるいは九州内でも、もうほぼほぼ社会福祉法人に移行しております。ただ、今、久保議員おっしゃったように赤字というかですね。どの意味での御答弁なのかは、ちょっと私も今理解ちょっと難しかったんですけど、町としては、12名の人件費っていうのは、引き直しますとおおよそ9,000万程度になるのかなと思います。その中のおよそ3分の2程度は、国からの生活保護費で賄っているということですね。残りの3分の1を純然な町費負担で、人件費を賄っているというふうな算式になっておりますので、本来でしたらば、12名の人件費は、丸々町の一般財源でみる必要があるわけです。その3分の2を保護費で、国の費用負担で、人件費を賄っているというふうなことで理解をしていただければ、というふうには常々思っているところです。だから、じゃずっと公設で置くのかということには至りません。やはり行政が、本来やるべき仕事に特化していくという方向性は間違いありませんので、職員も、そのような業務のほうに今後は、振り向けていくという時期が当然やってまいりますのでですね。その時期を町長が言われたように、どの時点っていうものは、やはり今後の町政運営の中で見極めていくということで御理解をいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 今副町長から説明がありました。純然たる赤字が2,000万出ているわけではないということで、そこは、私も訂正させていただきます。ただ、実際に町の持ち出しがあるというのは間違いないところがございますので、今後、確かにこの救護施設というのは、ほかのところでは、もう既に町営ですとか、公営から離れているところは、九州の場合は、もうほぼすべてだと思います。うちの場合が、まだまだずっとこのまま残した状態ですので、是非、そこは考えていただいて、行動していただきたいと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。難波議員。

○議員（2番 難波 文美さん） 2番、難波です。生活福祉課にお尋ねします。まず56ページ、障害者福祉費の中の13委託料について、先ほど説明があったとは思いますが、地域生活支援事業委託料というものが、昨年より約800万ほど増えておりますので、その詳細。それからもう1点、61ページ障害児保育についてお尋ねします。障害児保育の事業補助金ですね。こちらは、園の数が12園ということで昨年と同じですが、金額が700万ほどこちらは減っておりますので、その内容をお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫 君） ただいまのお尋ねでございますが、ちょっと順番が前後いたしますけれども、2番目の障害児保育事業補助金につきまして、御答弁させていただきたいと思っております。この事業は、障害児を受け入れ、保育士を加配している保育園への補助金ということで、町内の実施されている保育園への補助でございますが、平成29年が29人から、30年が38人、31年度の見込みが23人ということで、対象となる児童の数が減ったことにより減ということでございます。1点目は以上です。

◎議長（徳永 正道君） 山内生活福祉課課長補佐。

●生活福祉課長補佐（山内 悟君） 地域生活支援事業委託料につきましては、意思疎通支援事業と移動支援事業、それから、日中一時支援事業ということで事業が展開しておりますけれども、この金額の根拠といたしましては、平成30年の4月から9月までの平均額が、44万9,711円ということで、実績が上がっております。31年度の予算としましては、その平均額の12月分ということで539万7,000円を計上しているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（2番 難波 文美さん） はい、詳細の根拠がわかりましたのでありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。市岡議員。

○議員（1番 市岡 貴純君） 1番、市岡です。1点お伺いいたします。ページは61ページになります。出生祝い金ですね。100名の10万円ということで、先日、水上村でしたか、第2子、第3子、第4子の子供に対して、金額が少しずつ多くなっていくというような、議会で通されたということで読みましたけれども、本町におきましては、そういった検討とかされた経緯がございますか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫 君） 出生祝い金につきましては、平成28年度から、これまでの5万円から10万円に増額をし、過去において、出生数が100人を割り込んだ、割り込みまして2年ほど、97名、96名ということで続けております。ただ、御質問にありました、新聞報道にありましたように他の町村では、それぞれの子供の段階に応じた祝い金制度を取られたということで承知をいたしておりますが、現在のところ本町におきまして、そのような制度での検討ということは、まだ至ってはいないということが現状でございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 市岡議員。

○議員（1番 市岡 貴純君） 現状の状態はわかりました。あさぎり町も、子育て支援には、ほかの町村に劣らないぐらいしっかりとした支援対策をさせていただいております。こういったのもですね。また少しずつ出てくる案かと思しますので、是非、御検討いただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、3番、加賀山です。まず3点お伺いいたします。ページは62ページ、ひとり親家庭福祉費です。これが、ちょっと教育のほうにかかわるので、最終日にかなと思ったんですが、実は、ひとり親家庭協議会のほうで、地域学習というのが始まっております。旧母子会のほうを中心ということで、先日の新聞にもついておりましたが、県は2013年から事業化ということでしておりまして、2023年までは、全市町村へということでなっておりますが、このひとり親支援の中で、我が町はそういう話というのが計画は進んでおりますでしょうか。ていうのが1点目です。それから2点目は、22ページで、保育対策総合支援事業補助金について、先ほど保育士の補助者の件が出ましたが、その補助者の試験・要件ていうのは、どういうものになっているかっていうのが2点目です。3点目も22ページになります。難聴児補聴器購入費助成事業の補助金がありますが、対象となっている児童の数が何人ぐらいなのかていう点と、実は難聴の子供よりも、治療用の眼鏡弱視ですかね。目関係の子供のほうが多か多いと思います。その分は、子供医療費のほうで対応していただいておりますが、その子供たちの対象となる数とかをちょっとお願いします。3点です。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫 君） はい。まずひとり親家庭医療費助成金制度の件につきましてですが、これは、県の2分の1の補助率によります補助事業でございますが、平成30年度の実績におきましては、対象者が523人が対象者となっております、過去の数値から、実績数値から、概算で県の補助金を上げ、また歳出面で、2分の1の補助金を充当した上での370万円という助成金の予算を計上しているものでございます。したがって、この補助事業としての補助金の使途等が、県の要綱等で決まっておりますので、その要綱に基づきまして事業を行っているということでございます。2点、3点目は、しばらくお待ちください。

◎議長（徳永 正道君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時57分

◎議長（徳永 正道君） 再開します。生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫 君） 大変失礼いたしました。1点目のひとり親制度につきまして、答弁の趣旨がちょっと違っておりましたので、調査の上、再度報告をさせていただきたいと思っております。2点目の難聴児補聴器購入助成事業費。これにつきましては、単県の補助事業でございます、事業内容につきましては、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度並びに中度の聴覚者障害のある難聴児に対して、補聴器をつけることですけれども、による音声言語能力の向上や等しく学び成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力の成長に寄与すべく補聴器購入の一部を助成するものという事業助成事業の内容になっております。この点につきましては、平成30年度からの新規事業として、県が実施しているもので、この補助金につきましては、オーダーメイドで、一番高い部類の1件分を予算化しているということで、根拠といたしましては、13万7,000円の3分の2の額を予算化しているということでございます。内容としましては、難聴児に特化した補助事業ということで御理解いただければと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 山内生活福祉課課長補佐。

●生活福祉課長補佐（山内 悟君） お尋ねの件につきましてはですね。歳出につきましては、61ページの保育対策総合支援事業補助金ということでございます。内容としましては、保育補助者雇い上げ強化支援事業ということでありまして、事業の内容としましては、保育士の勤務環境改善に取り組んでいる保育事業者に対しまして、保育補助者の雇い上げに必要な費用の一部を補助するというので、対象となる補助者はずね、保育士資格を有していないものであること。また原則として、勤務時間が30時間以下であること。それから、子育て支援員研修等の必要な研修を受講したもの、またはこれと同等の知識及び技能があると実施主体が求めたものということが、実施要件であっております。31年度につきましては、二つの保育園・幼稚園のほうで事業を希望されておるということでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 最初のひとり親家庭福祉費については、後日ということですが、この地域の学習教室っていうのをもう県内で25市町村できております。また町内の応援の塾として、難波議員のところも入っておりますし、身近な問題ですので、ちょっと取り組みをお願いしていきたいと思って質問しました。それから、2番目の難聴児の補聴器の件はわかったんですが、子供の治療用眼鏡の該当については、できましたら最終日にお知らせいただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい子供さんの治療用眼鏡につきましては、調査をさせていただきたいと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。難波議員。

○議員（2番 難波 文美さん） 65ページについて質問いたします。節14の使用料です。ここに社会見学時使用料ということで、93万2,000円が計上されております。これ去年は、ちょっと見られなかったものですから、今回新たに計画されていてどのようなものなのかお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田課長補佐。

●生活福祉課長補佐（蓑田 輝幸君） 社会見学時使用料の93万2,000円ということですがすけれども、昨年度までは、この部分においては、宿泊施設使用料、バス借上料、高速道路使用料という形で、別々の項目で予算を計上していたものにつきまして、一括で社会見学時使用料という形で計上したものであります。今までも行っていたいろいろな社会見学等の費用を社会見学時の使用料といたしまして、まとめて計上したも

のがここに上がってるということでございます。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（2番 難波 文美さん） はい。一つの項目にまとまったということで見やすくなったんですが、これは、しらがね寮の入所者の方たちが見学に行かれるということだと思うんですけども、どのようなところに行かれるのか、お知らせいただくとありがたいです。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田課長補佐。

●生活福祉課長補佐（蓑田 輝幸君） 社会見学の行き先をということでございますけど、この社会見学につきましては、1泊の社会見学と日帰りの社会見学を実施しております。1泊の社会見学につきましては、自立歩行が可能で、結構、その観光地等を歩いたりするということもございますので、そういう方たちを対象に九州内の旅行を1泊で行っております。と日帰りにつきましては、少し足・腰が、自立歩行等困難な方等を車いす等もバスに乗せてですね。移動する関係で、あまりこう距離的には、遠くならないところでの実施を行っております。ほとんどが九州内ということになります。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（2番 難波 文美さん） わかりました。高齢化してきているというふうにも聞いておりますが、少しでも楽しい思い出ができるような社会見学、これからも続けていかれたらと思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 3番、加賀山です。2点です。60ページ民生費で、ヘルシーランドの指定管理の件が出ておりますが、この件については、契約のときに、従業員の方の継続雇用という話が出ておりましたが、今日もなんか食堂のスタッフさんが、いつまで仕事ができるのかしらっていうことをちょっとことをおっしゃってたので、そのあたりの確認ができていのかどうかというのも含めてお伺いします。それと2点目は、これは高齢福祉課になりますが、17ページ、生活支援ハウス管理委託料、先ほどシルバー人材のほうに依頼してってということではございますが、何かほかに方法をこう考えて、行かれてもいいのかなど。例えば1人パートさんだと、こんなにはかからないのかなど思ったり、24時間体制ということであれば、今利用の方1人にはもったいないなという気もしますが、あわせて59ページの電話代が、なぜこんなにかかるのかなってという点の2点お願いします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫 君） ヘルシーランドの指定管理につきましては、4月から、新しい民間の指定管理者のほうに変わりますけれども、雇用の面につきましては、町長のほうからも、新しい指定管理者のほうには、地元で継続的な雇用ということで要望があっております。温泉スタッフの売店・食堂、それから新しい4月からにつきましては、館長と副館長を置くということで、事前に現在の社会福祉協議会の職員、非常勤職員を中心に運営スタッフにつきましては、会社の希望される方につきまして、会社の概要の説明を行った後、継続して雇用をしていただくための面接等を随時行われておりまして、希望者につきましては、継続して採用というか、新しい4月以降も雇用をされるというふうには聞いております。若干、事情によりまして、面接を受けられなかった方もいらっしゃるというふうには聞いております。現在の時点で、4月以降も、雇用されるということで、14名の方が、引き続き内定、新しく雇用も含めてですね。14名の方々が、内定をいただいているというふうに指定管理者のほう、担当のほうからは聞き及んでいるところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（出田 茂君） まず1点目のシルバー人材を使わなくても、運営できるのではないかとという御質問でございますけれども、今現在、シルバーさんのほうに委託したい部分といたしましては、夜間の

当直の委託を考えております。その分につきまして、夜間、当直委託料といたしまして、6,600円の365日分の240万9,000円。それから、昼間につきましては、岡原支所の職員でですね。定期的に巡回することによりまして管理いたしますが、祝祭日・土日につきましては、やはりシルバー人材のほうにお願いしたいと考えております。この分が1時間当たり791円の123日分といたしまして、77万8,344円ということで、合計の318万7,344円になりますので、やはり常勤の方を配置するよりも、有利ではないかというふうに算定しているところでございます。2点目の支援ハウスへの電話代が3万2,000円ということで、高いのではないかということでございますけれども、これは固定電話を設置しております、その固定電話の月々にいたしますと、大体2,600円程度でございますので、固定電話の金額としては、妥当なものではないかというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） 15番です。高齢福祉課に1点だけお尋ねします。22ページに県の補助金として、老人クラブ活動助成金が入ってるわけですが、そして55ページに町からの助成金256万と出てるわけですが、この県からの補助の基準ですたいね。会員あたりの助成なのか、それから町からの助成なのか。先ほど確か1人1,000円だと説明があったと思うんですが、ちょっとそこら辺を再度伺いたいと思います。それから、各老人クラブの各校区毎の会員数を教えていただければと思いますが。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） まず1点目の補助金の県の補助金の算出の方法でございますけれども、単位クラブ、老人会数掛ける3万3,000円となっております。本町におきましての補助対象となります単位老人クラブ数は43となっております。それと、あと連合会のもので、活動促進助成といたしまして、基礎額が16万円となります。それから会員数掛けるたすのですね、会員数掛ける72円。それに43クラブの3,500円を掛けたものがですね、連合会の促進助成金の基礎数値となります。それとはまた別途です健康づくり助成といたしまして、3,000円が加算されるという形になっております。また町から助成につきましては、会員数掛ける1,000円を支給しているような状況でございます。以上でございます。それとですね、単位老人クラブの2点目の単位老人、地区ごとの老人クラブの会員数でございますが、上地区におきましては1,057人、免田地区におきましては858人、岡原地区につきましては391人、須恵地区につきましては96人、深田地区につきましては162人となっております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 久保田議員。

○議員（13番 久保田 久男君） それではこの会員のですね資格年齢というのはいくらになつとですか。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 基本的にはですね、ほとんどの地区は65歳以上の方を対象としておるかと思いますが、中にはですね、賛同いただければ60歳以上からクラブ会員としているところもあるようでございます。ただ、これにつきましては強制でございませんで、本町におきまして50、65歳以上の方が約5,556人でございますので、全員が加入されているというわけではないというふうに思っているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 久保田議員。

○議員（13番 久保田 久男君） はい、何でこの質問をしたかと言いますと、確かにですね、地域によってはもう60歳還暦を迎えたらもう自動的に会員さんに入られるということで、ただ実質はですねなかなかまだ60そこそこでですね老人クラブの活動に参加される方は、役職をされた方は別として、なかなかおられないんじゃないかなと思っております。実は私ももうその資格があるある年齢に入ってるわけですがそれでもいまだ声もかかりませんが、結局ですね、そこそこの地域によって、どうせ声かけても出てきても

らえない年齢の方にはもう声かけられないというところで、ただ高齢化が進んでる中で、高齢になられてほとんどリタイヤしていかれる、会員が減ってる。新たに加入がないという状況もあるのも事実だと思うんですよ。ですから、何て言いますか、やっぱりここはこの先ほど課長言われたように、場所によってはとか地区によってはもう60から入れられてるとかあるいは65からちゃんと入れられるところもある。あるいはもう全然声かけられないところもある。何かばらばらなような感じがしてならないんですよ。確かに老人クラブの存在というのは私は高齢者にとってもですね、やっぱり家から出て、そういう外の活動するというのも今の何ちゅうですか高齢化社会の中では本当に必要だと思いますし、もっとそこら辺の町の助成のあり方も含めてですね、もう少し考慮していただければと思ひまして質問したわけです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） はい。実は昨年、30年度にですね、5月に老人会の連合会の総会がございまして、会員減少につきましてですね、お話をさせていただいたところでございますけれども、やはり老人会といたしましても、会員をどのように伸ばしていくのかというものにつきましては、皆様ほんとに悩んでおられました。それにつきまして、以前溝口議員から名称等を変えたらというような話も出ておりましたものですから、私のほうからそのような提案をさせていただきましたところ、老人会は役員の方だけでしたけれども、老人会というものの名称について誇りを持ちたいからその名称の変えるというような考え方はないというようなことも御意見いただいたところでございます。ただ町といたしましてもですね、それ以外の何らかの協力をしていくということであれば、議員のおっしゃられるようにですね、財政的な支援ができないかということも含めましてですね、いろんな提案を示していきながらですね、老人クラブ会員増また活動の支援ということに考えていきたいと思ひます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございせんか。次に健康推進課分について質疑を行います。質疑ございせんか。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、2点お伺いします。ページは519ページ、国民健康保険特別会計の繰り出しってということで、昨年から運営が県にかわっておりますので、数値的な把握を町としてどう考えていらっしゃるかっていうのが1点。それから2点目が20ページ、感染症予防事業費等の補助金ということで、先ほど風疹の検査についてっていうことでしたが、30代から50代の該当の方へどういうふうにしてこういう補助がありますよってお知らせをしていらっしゃるのか、2点お伺いします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） まず1点目の国民健康保険の特別会計の繰出金の件なんですけれども、これにつきましては昨年度から国保の制度改正がございまして、お金の流れがですね、だいぶ変わってきているわけなんですけれども、今年度に31年度におきましては、国からのやっぱり公費投入等がございまして、そういうことで全体的に保険税額自体も下がってきてございまして、その関係で軽減額、保険税の軽減額ですね、そういう金額も下がってきております。被保険者の負担は、軽くなってきているのではないかと思っております。そういうことで、この繰出金額につきましてですね、2,000万ほど昨年と比べてきているような状況になっております。それから、風疹の件ですけれども、はい、失礼しました。風疹の予防接種の周知なんですけれども、まず町のですね健康管理システムのシステムの改修を行います。それをもとに対象者の方に対象者が1,420人ほどいらっしゃいますけれども、その方にクーポン券というような形で受診券をお配りいたします。昭和37年の4月2日生まれから昭和54年の4月1日までの方17年ありますけれども、その中で、1年目は昭和47年の4月2日から昭和54年の4月2日1日までの生まれの方、その7年の間の方にですね、クーポン券をお送りするということになっております。これにつきましてはワクチンの不足とかの心配もありますし、医療機関への受診者の殺到とかも考えられるっていう

なことで、混乱を防止するためにそういう形で実施されることになっております。そのクーポン券をもとに抗体検査をまず行っていただいて、抗体価が低い方につきましては、また改めて予防接種を行っていただくというような、かたちになります。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、国民健康保険税に関しましてはですね、なかなかそれぞれの市町村でということと昨年からちょうどまだかわったばかりですので、内容についても一緒に精査できればと思います。あとクーポン券はもう社会保険、国民健康保険関係なくもう町内に該当されてる方々全員が対象ということですか。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、これはここに限らずですね、社会保険の方も事業所の検診とかで受けられる際にも抗体検査、それから、等ができるようにですね、なっております、それも全国統一した様式で行うというようなことで、単価も統一して行うということで、全国どこの医療機関検診機関に行かれても受診できるというようなことになっております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。橋本議員。

○議員（4番 橋本 誠君） 4番橋本です。1点ですね、ページ23の県補助金むし歯予防対策事業費補助金31万6,000円のことでちょっと伺いますが、現在の状況をちょっと教えていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 和泉課長補佐。

●健康推進課課長補佐（和泉 厚子さん） 虫歯予防事業の内容についてでしょうか。えーとですね現在5歳児から中学校3年生まで洗口事業を行っております。今現在の洗口者の参加率ですけれども、幼児の場合は99.2%の子供たちが洗口を受けております。それから小学生が98.3%、それから中学生が92.7%ということで、やや中学生になるとちょっと落ちてますけれども、多くの子供たちが現在洗口に参加していただいております。それとは別にですね、やはり洗口だけでは不十分ということで、ブラッシングを徹底していただくということで、5歳児の親子虫歯予防教室を町内すべての保育園子供園にて実施しております。それから小学生全学年とあと中学生の1年生についてもですね、歯科衛生士を派遣しております、ブラッシング指導を行っているところです。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（4番 橋本 誠君） これがですねなってからもう何年になりますかね。だいぶになりますよね。虫歯は減ったんでしょうかね。

◎議長（徳永 正道君） 岩村課長補佐。いや、すいません和泉課長補佐。

●健康推進課課長補佐（和泉 厚子さん） はい、虫歯のほうは、少しずつ減ってはおります、今ですねえーとですね、平成28年度の数字なんですけれども、1歳半の検診では虫歯まだこれはフッ化物をやってない年齢なんですけど、0%0本でした。ところが3歳児健診になりますと、1.08本っていうことで31.62%の子供たちが虫歯を持っているのが今現状で、やはり県とか国とかと比較いたしますと、まだまだのところでございます。それから小学生、すいません中学1年生のですね虫歯につきましては、今ですね1年生が虫歯の保有率が49.0%で、1人当たり1.12本ということなんですけど、少しずつは減ってるんですね。10年前、平成19年度の虫歯の保有率、この10年間でどれくらい減ったかなっていうのをちょっと見ているんですけれども、1歳半でですね、10年前は2.14%、0.06本でした。それが今ゼロ%になってます。それから3歳児も50.93%だったんですが、今は31.62%で、あと中学校の1年生ですけれども、10年前は81.52%、3.08本だったんですが、平成29年度は49.03%、1.12本ということで、かなりですねこの10年間で虫歯の数は減ってるというふうにとめておりますが、まだまだ



県・国と比較しますと、まだまだ追いついていないというのが現状だと思っております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本委員。

○議員（４番 橋本 誠君） はい。ですね、フツ化洗口だけではちょっと難しいところもあるんで、今後はですね予防のためにですねブラッシングとかそういうことをですね、進めていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 各課について質疑いただきましたけれども、全課にわたっての質問があれば、ここで受けたいと思います。質疑ありませんか。市岡議員。

○議員（１番 市岡 貴純君） はい、もう１点ですね健康推進課はそのまま質問いたします。１点です。ページは７０ページ。目７の健康づくり推進事業、こちらですね本年度は予算あっておりました健康ウォーキング大会、これが今年に入っていません。これもですね地域の健康づくりにも含めて、地域の発信だったりとか、文化財景色を見たりとかしてですね、やはり健康に期するものだと思っておりますが、このない理由をお知らせください。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、３１年度におきましてはですね、健康ウォーキング大会の経費のほうは上げておりません。もう健康ウォーキング大会を始めまして、もう１０年近くなるんですけども、その間最近になりまして出席参加される方がですね固定化してきたりですね指定おりまして、年に数回開催するだけでは、運動習慣のですねつけるにはちょっと不足するんじゃないかということですね思っております。それと以前に比べまして道路や、運動公園等ですね散歩とかジョギングされる方も、割と多く見受けるようになってまいりましたのでですねこの機会にもう１０年ほどたつてつきましたんで、この機会に終わりにするということなことで考えております。

◎議長（徳永 正道君） 市岡議員。

○議員（１番 市岡 貴純君） はい、そういった理由であればですね、また今ちょっとあすの商工観光課も含むかと思えますけれども、民間でフットパス等いろんな形で動いてらっしゃる方がいらっしゃいますので、またそこはですね、それも執行部のほうにそういった形での助成補助とかできないかということもまた伺いたしたいと思います。内容はわかりました。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。皆越議員。

○議員（１０番 皆越 てる子さん） はい、１０番皆越です。７１ページですね、人吉球磨広域行政組合のごみ処理の負担がですね８００万円の増というような御説明でございました。私も８００万と耳を疑ったんですけども、やはり８００万の負担増というようなことでごみが多くなっておるというようなことでございます。町といたしまして新年度に向けてですね、ごみの減量対策といたしましてお考えがどんなものをお考えられるかお伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、議員おっしゃったように、年々ごみの量が増加の傾向にある状況です。町としましては、今出前講座等をやって出向い地域のほうに出向いてですね、ごみ減量の御協力、それからリサイクル関係等々についていろいろお話をさせていただいている状況です。あとはですね広報紙等に今ごみ量の状況も毎月ですねお知らせをさせていただいております。またホームページのほうにも掲載をさせていただいております。そういったことで、少しでも皆様の目にですねごみ量の増加、ごみのことが目につくようにということでそういった活動をやっているところです。あと生ごみ堆肥化事業とかいうこともですねやっております。なかなか世帯数家庭のほうからもですね、御協力はいただいております。今年度先ほど説明させていただきましたが、若干増えてきつつあります。また事業所からの御協力もですね、随分いた

だくようになっておりますので、こちらのほうも引き続き広めていきたいというふうに活動を続けたいというふうを考えております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） わかりました。広報紙にもですね、やはりあのごみの情報が掲載されておりますですけども、やはり可燃ごみ生ごみですね多くなっているのですねこの棒グラフで示しておりますおられますので、ここをですね皆さん一読していただいて、その辺のところもですね、やはり町民の意識も大事な大事かなと思いますので、生ごみも堆肥化されておられます。事業も別にしてもですね、生ごみを出されております。ほんと皆さん御協力していただいておりますんですけども、こういう状況であるということですね、もう1回皆様にお示しいたいて、皆さんで考えようというようなことですね問題提起していただければいいかなと思います。よろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 答弁いいですか。町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、ありがとうございます。町としましても、できるだけ皆様がたにいろんな面で御協力をいただくように呼びかけていきたいというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（4番 橋本 誠君） 2番、じゃなかった。4番もとい4番橋本です。ページ67の先ほどあの今関連になりますが、生ごみ、ごみの収集運搬の委託料の件で今後ですね、説明ではですね、免田地区と上地区の今井、堀ノ角柳別府ということなんです、今後はですねほかにも広げていくという考えはあるのかどうかお伺いします。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、この件につきましては、長年ですね広げたいという気持ちは持っているんですけども、なかなか広げる手だてというか、やはりある程度住宅が密集してないと難しいということもありますので、ずっと考えている、課のほうでですね考えているのは、住宅地町営住宅あたりのそういったところへの呼びかけをというふうには考えてはおるところでございますが、なかなかそのほうにまだ実行に移してない状況であります。現在は、その対象地区に転入とか転居とか、おいでいただいた際には必ず窓口のほうで御説明をさせていただいて、御協力のお願ひをしている状況であります。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（4番 橋本 誠君） せっかくうちの町にそういう生ごみを事業者もいらっしゃいますんでですね、何か話聞けば生ごみが少ないということと言われてますんで、できればそういうところですね今の住宅とかですねそういうところはしていただいて、ちょっとでも生ごみを減らすことで、ひいてはクリーンプラザのあれもね、燃えないごみの中に入れてないようにしたら、大丈夫になるんで、そういうことを考えていただければと思いますけど。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、ありがとうございます。はい、今後ですね、少しでも生ごみを排出していただく量がふえるようにということと、戸数もですねできるだけふやしていきたいというふうには考えております。今後ですね、検討材料として検討していきたいと思ひます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませぬか。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） すいません。今回はちょっとページに予算の計上がないんですが、子育て支援情報誌について12月に質問した際に、紙とか印刷のグレードアップを図っていかうかという話がありましたけど全く予算化がされておられませんけど、今後検討のお考えがあるのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、議員お尋ねの子育て支援情報誌手元にありますがこういう手づくりのものでございます。配布につきましては出生届並びに小さなお子様をもって転入された方々に配布をいたしておりますが、前回説明いたしましたように担当生活福祉課の子供子育て支援グループのほうが担当いたしました、子育てに関係するあらゆる情報を手づくりでつくっている情報誌になります。そういう意味におきましては目的が特化されていますので、大変内容につきましては目的に沿った内容ということで、あるというふうに担当としまして、担当課といたしましてはそのように考えております。現在次年度作成に向けてない情報というか掲載内容の更新作業を行っているところでございますので、必要もう是非を含めてですね、できればなるべくその子育てに関する情報を網羅できるように内容を検証していきたいというふうに思っております。ただ、子育て支援ということでございますので、現在のところこの内容でということ、課としては考えているようなところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、前回質問しました折もですね、第1子の方だけということですが、ぜひ今回冊子を検討していただいて、もつとが紙質のいいもので、やっぱこうしっかりちょっと書き込みもできる分をするとですね、母子手帳と一緒にちゃんとファイリングできればよく、よりよい活用になりますので、印刷それから用紙あたりももうちょっとお金をかけていただいて、大切に扱っていただいて、できれば第1子だけじゃなくて皆さんにですね、その都度子育ての情報誌としてお渡ししていただければと思います。よろしくお願ひします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、御提案ありがとうございます。なるべくお父さんお母さん、保護者にとりましてですね、内容また知りたい内容がよくわかるような、明快な内容で記載内容についても工夫も行っていきなさいと思ひますし、御提案のありましたメモ欄とかですねそういう部分でも検討を行って発行していきたいと思ひております。現在のところちょっと印刷製本費につきましては、予算計上いたしておりませんので、本年度につきましても、なるべくみやすい内容で手づくりでということ担当課としては考えておりますので御理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時53分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き再開いたします。ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

## **日程第2 議案第68号**

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第68号、平成31年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。和泉課長補佐。

●健康推進課課長補佐（和泉 厚子さん） はい、2ページをごらんください。平成31年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について説明をいたします。まず第1条2項より読み上げをさせていただきます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。一時借入金、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定める。説明に入ります前に、国民健康保険の状況について簡単に説明をさせていただきます。現在の被保険者数の人数ですけれども、31年1月末で、一般4,081人、退職23人、計4,104人とな

っております。29年度の平均よりも、約0点、失礼いたしました。5.2%の減になっております。被保険者数は、年々減少しているところですが、予算につきましては、30年度の給付見込みにより、1億3,400万円ほどの増となっております。ほとんどが、医療費の増が原因となっております。中でも、入院費が増加しております。悪性新生物、いわゆる腫瘍・癌ですが、そちらの医療費が、伸びていると分析をしているところです。詳細については、まず税務課より説明を申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 池上税務課長補佐。

●税務課課長補佐（池上須 聖吾君） 税務課所管分の説明をさせていただきます。まず歳入から説明いたします。9ページをお願いいたします。款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、目2退職被保険者等国民健康保険税の当初予算につきましては、前年度は、新年度以降に伴い、現年度分については、当初調定見込み額に県から示された96.71%を計上していましたが、今年度は、被保険者数が減少傾向にあることを踏まえまして、現年課税分は、調定見込み額の95%、滞納繰越分は、前年度と同率の15%を当初予算として計上しております。次ページをお願いいたします。中段の目1督促手数料は、昨年と同額としております。続きまして、15ページをお願いいたします。歳出の説明になります。一番下の目1賦課徴収費、節11需用費の印刷製本費は、納税通知書及び督促状などの印刷代になります。次に20ページをお願いいたします。中段の目1一般被保険者保険税還付金は、過年度にさかのぼっての所得更正や被保険者の資格喪失などによる還付金になります。目2退職者被保険者等保険税還付金、昨年と同額です。目3及び目4の還付加算金は、還付金が発生した場合の加算金となります。以上、税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 和泉課長補佐。

●健康推進課課長補佐（和泉 厚子さん） 健康推進課分の説明を行います。10ページをご覧ください。款2の一部負担金ですが、こちらは、災害等で医療機関への一部負担金を猶予された場合に、後に町へ一部負担金を納入された場合の受け入れ先でございます。それぞれ1,000円ずつ計上してあります。款4の国庫支出金ですが、こちらは、30年度より県単位となっております。国庫のほうから、はい。ここでは過年度分の受け入れ先と、すいません。目1の療養給付等負担金ですが、過年度分とそれから病床転換支援負担金、それから、その次の国庫補助金ですが、災害臨時特例補助金ということで、災害時に被災された方の一部負担金を減免した場合の補助金の受け入れ先として、それぞれ1,000円ずつ計上してございます。はい。次に11ページのほうをご覧ください。一番上の款5療養給付費等交付金ですが、こちらも過年度分のみ1,000円計上してございます。それから次に、款6県支出金、1保健婦給付費等交付金ですが、こちらが、主に医療費ですね。保険給付になりますが、1保険給付等交付金、普通交付金のほうが15億3,235万7,000円ということで、県のほうから30年度の実績の見込みで算出されたものを計上しております。節2の保険給付費等交付金特別交付金につきましては、こちらも、県が算出したものですが、一番上がですね。保険者努力支援分ということで、特定健診の受診率や保健指導、それから糖尿病の重症化予防事業など、そういったものに取り組んだことに対する支援分ということで904万4,000円です。次の段ですが、特別調整交付金分ということで、こちらも、収納率の向上、健康づくり等の保険者の経営努力に対して交付されるものです。こちらは、将来的には、その上の保険者努力支援分のほうに移行していくものです。次に県繰入金ということで、保険給付に対する県の交付金でございます。次が、特定保健健康診査等負担金ということで、被保険者の特定健康診査に係る費用の3分の2相当になります。款6の県支出金ですが、財政安定化基金交付金ということで、大きな災害が発生したときに、収納不足になった場合、なる場合に交付されるもので、1,000円を計上してございます。款7財産収入については、基金の利子になります。次に12ページをご覧ください。款8繰入金です。一般会計からの繰入金になります。節1の保険料

軽減分保険基盤安定繰入金については、前年度の低所得者への軽減実績をもとに算定されたものです。次の保険者支援分、保険基盤安定繰入金については、軽減世帯に対する被保険者数に応じて算定されたものです。次の出産育児一時金等繰り入れ分については、22人分を計上してございまして、その3分の2になります。財政安定化支援事業繰入金については、地方財政措置分でございます。その他の一般会計の繰入金としましては、レセプト点検の費用、運営協議会とそれから、共同電算の委託料等を一般会計から繰り入れるものです。次に款8の繰入金ですが、財政調整基金繰入金で、被保険者の保険税負担を軽減するためのもので、今年も2,500万を計上してございまして、款9繰越金。こちらは、30年度の繰り越しの見込みということで計上してございまして、13ページのほうをご覧ください。款10諸収入につきましては、高齢者健診の受託料になりまして、後期高齢者の広域連合から、受診見込みを553人としまして、事務手数料合わせて、こちらで受託した分でございます。款10諸収入ですが、その下ですね。一般被保険者第三者納付金ということで、交通事故等を国保で立て替えた分の受け入れ先でございます。200万円を計上してございまして、次に14ページのほうをご覧ください。こちらは、款11町債、一時借入れを行う場合の科目として1,000円計上してございまして、次に歳出の説明に移ります。15ページをご覧ください。上の段の一般管理費です。一般管理費では、主にレセプト点検に伴う費用、いや保険証等の印刷、それから郵送等入れております。が主なものでございまして、1報酬は、レセプト点検2名分になります。11需用費ですが、消耗品は書籍等、それから保険証のカードケース代などでございまして、印刷製本費は、保険証、封筒等の印刷です。役務費につきましては、郵送料は、保険証の郵送料となっております。電話料は、共同電算回線使用料となっております。次に連合会負担金ですが、連合会負担金91万6,000円計上してございまして、次に、16ページをご覧ください。上の段ですけれども、運営協議会費となっております。こちらは、年に4回の協議会とそれから委員さんが6名おられますが、研修等に伴う経費を計上しております。次に保険給付費ということで、こちらが医療費の見込みとなっておりますが、30年度の見込みで、県が、算出したものをそれぞれ一般分退職者分を計上してございまして、3番目の一般被保険者療養費、それから退職被保険者等療養費については、これは、補装具、針灸、マッサージ等の給付費となっております。一番下の段が、高額療養費に伴う保険給付費となっております。こちらのほうも、30年度の実績を踏まえて、県のほうが算定したものを計上してございまして、次に17ページのほうをご覧ください。一番上の段は、引き続き退職者分ですね。それから高額介護合算療養費等、こちらも県のほうの算出で計上したものです。次の移送費についても、30年度と同様に計上しております。一番下段んですが、出産育児諸費ということで、出産育児一時金につきましては、先ほども申し上げましたけれども、22名分を計上いたしております。次が18ページをご覧ください。一番上段ですけれども、こちらは葬祭費ということで、2万円の30名分を計上しております。中央の段ですけれども、国民健康保険事業納付金ということで、国保の事業運営に必要な経費を町村が負担するものですけれども、県のほうで算定してございまして、それを計上してございまして、下段の後期高齢者の支援金分につきましても、こちら県も県のほうで算定されたものを金額を計上しているところです。次に19ページをご覧ください。上段の介護納付金分につきましても、県のほうの算定金額を計上してございまして、それから3段目の保健事業費についてです。保険事業給付普及費ということで、主に被保険者の健康面のいろんな啓発を行うということで、計上してございまして、需用費につきましては、年に4回、健やか国保というのを住民の方にお配りしておりますが、こちらの印刷製本費が主な経費となっております。その下の委託料等は、共同電算委託料になります。下段の一番下の特定健康診査等事業費ですが、こちら被保険者の方の被保険者の健康ですね。増進するために、特定健康診査というのを受診を勧めているところですが、これに伴う経費でございます。報酬につきましては、現在、看護師を雇用してございまして、未受診者の受診勧奨とか、受診された後の健診の結果説明とか生活指導ということで、その看護師の報酬になります。それ

から、8の報償費ですけれども、報償費につきましては、医療連携会議ということで、町内の医療機関、歯科医師ですね。被保険者の生活改善、健康増進に関係のあるメンバーで、医療連携会議というのを開催しておりますけれども、年2回ですね。その1回分を国保のほうで計上してございます。それと今年、31年度は新たに、関係者で学習会を計画してございまして、専門医師を呼んで勉強会をするということで、講師謝金を2万2,000円計上してあります。需用費につきましては、消耗品はコピー用紙、それから生活保健指導する際の資料代、それから血糖検査の機械を持っておりますが、その検査をするときの検査キット等の消耗品を計上してございます。印刷製本費は、封筒等の印刷でございまして、はい。次に20ページをご覧ください。上段の特定健康診査事業費の中の委託料ですが、特定健康診査、あるいは保健指導を健診機関、医療機関に委託を行います、こちらの委託料でございまして、次の段の基金積立金については、財政調整基金積立金ということで、223万3,000円計上してあります。その下の公債費は、利子ということで、一時借入金を行った場合の利子を25万円計上してあります。はい、以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

### **日程第3 議案第69号**

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、議案第69号、平成31年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。和泉課長補佐。

●健康推進課課長補佐（和泉 厚子さん） はい。次に、あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。まず、2ページをご覧ください。第1条2項を読み上げます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。説明に入ります前に、後期高齢者医療の状況について、簡単に説明をさせていただきます。被保険者数ですが、31年の1月現在で3,054人となっております。ここ数年は、減少傾向にあります。1人当たり医療費ですが、旧年度は90万5,495円ということで、前年度よりも3,800円ほど下がってるんですけども、平成25年から見てみますと、やはり少しずつ上昇傾向にございまして、5年間では4万9,000円ほど伸びている状況でございまして、1人当たり医療費ですね。4万9,000円ほど伸びている状況です。それでは詳細の説明に移ります。歳入のほうから説明をさせていただきます。7ページのほうをご覧ください。上段の後期高齢者医療保険料ですが、特別徴収と普通徴収ということで徴収をさせていただいております。特別徴収のほうは、全体の74.39%を特別徴収ということで計上しております。残りのほうを普通徴収ということで計上しております。次の段の督促手数料につきましては、現年度分と過年度分合わせて2万5,000円計上しております。次の繰入金についてですが、一般会計繰入金ということで、節1事務費繰入金ということで、一般管理費の事務費用ですね。一般会計より繰り入れております。節2の保険基盤安定繰入金。こちらは、低所得者の保険料軽減分を補てんするというで計上しております。それから節3の歯科口腔健康診査繰入金ですが、こちらは、個人負担分を一般会計から繰り入れるということで、112名分400円の112名分を計上しております。次に8ページをご覧ください。上段の受託事業収入ですけれども、こちらも歯科口腔健康診査の受託料ということで、先ほど申し上げました112名分の個人負担分を除いた金額ですね。100万円でございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） 15番です。1点だけ伺います。8ページ9ページにできますが歯科口腔検診についてですが、目的をちょっと教えていただけないでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 和泉課長補佐。

●健康推進課課長補佐(和泉 厚子さん) 高齢者になりますと、誤嚥性肺炎ということで、食べ物をですね間違えて飲み込んだりとか、そういうことで肺炎を起こしやすいということもございます。それからお口の中がやはり非常にこう不潔な状態になりますといろんな細菌も感染して肺炎を起こしやすいということで、高齢者の方にお口の中の健康を見直していただくっていう意味合いで、健康診査をですね行うようになっております。目的は、以上のとおりです。

◎議長(徳永 正道君) 久保田議員。

○議員(15番 久保田 久男君) はい、伺いましたのは、先日ですねちょっとテレビを見てましたら、この健診が、これがですね認知症に大変予防にいいと聞いたつですよね。見たんですけど。ですから先日の補正でですねこれは希望者が、でくつとですかね。ちょっとそこら辺もあとで教えてほしいんですけど、対象者が少なかったから減額されてますよね。また、当然今年の予算も減ら、昨年からすると減額されたで計上されているわけですが、私たち私たちがっていいですか、高齢になってですね、何がどの何の病気、がんは別として、やっぱり認知症にはなりたくないという願があると思うんですよ。もしですねこの検診によって、これによって認知症がですねやっぱり予防になるとすれば、私は逆にそのもっと力を入れるべきじゃないかと思ったもんですからお尋ねしてるわけです。

◎議長(徳永 正道君) 健康推進課長。

●健康推進課長(松本 良一君) はい、歯科口腔検査の受診券につきましてですね、先日補正で落とさせていただいたんですけれども、まずその受診券につきましては、後期高齢者の保険料の決定通知を7月に行いますけれども、その決定通知に受診券を同封して送っているというようなことで、ちょっと高齢者に対してはですねちょっとわかりにくかったのかなというような反省点を持っております。広報紙等にもその周知の方法を行ったことになったわけですが、なかなか周知できなかったというような状態です。31年度につきましては、受診券の送り方をですねもうちょっと、ですね個別にですね全員の方にお送りしたいということで、昨年も全員の方にですね送りましてたんですけど、なかなかその受診券が入ってるの気づかれなかったのかなというような感じであります。認知症関係のですね、私たちもテレビ等でも見るわけですが、あと医療連携会議の中でもですね、町内の先生方にもからもですね、そういった認知症等関係があったり、糖尿病との関連もあつたりというような話も聞いているところでございますので、できるだけですね、そういったものの要望になればというようなことでは考えているところでございます。

◎議長(徳永 正道君) 久保田議員。はい、高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長(出田 茂君) 先ほど口腔ケアが介護予防、認知症予防に非常にいい効果があるということでございまして、私ども高齢福祉課では、一般介護予防事業の中で、お口の健康教室といたしまして口腔機能向上の歯科衛生士をですね派遣いたしまして、そちらの教室のほうを開いております。これにつきましては約年5回程度開催させていただきまして、介護予防教室やまた出前といたしましてですね、地域型サロンでですね開催を行っているような状況でございます。以上でございます。

◎議長(徳永 正道君) 久保田議員。

○議員(15番 久保田 久男君) 7月に決定後その通知がいくということで、当然本人さんにですね、私は家族の方にですね家族の方に周知することによって、やっぱり積極的にですね健診が受けられるようにやらないと意味がないんじゃないかなと思うわけですが、よろしいですか。

◎議長(徳永 正道君) 健康推進課長。

●健康推進課長(松本 良一君) 高齢福祉の福祉課のほうでもですね、介護予防教室等で周知を図っていただくということと、あと発送の方についてはですね、ちょっとどういう形にしたほうがいいのかちょっと検討させていただきたいと思います。ひとり暮らしとかもいらっしゃいますしですね世帯主にお送りす

るのか、そういったところもですね、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

#### **日程第4 議案第70号**

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、議案第70号、平成31年度あさぎり町介護保険特別会計予算についてを議題とし担当課から説明を求めます。田原課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（田原 茂君） それでは平成31年度あさぎり町介護保険特別会計予算につきまして説明いたします。第1条第2項から読み上げさせていただきます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。債務負担行為、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定める。歳出予算の流用。第4条、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。7ページをお願いいたします。第2表債務負担行為につきましては、地域包括支援センター管理システム貸借に係るもので、期間は、平成32年度から、36年度までの5年間。限度額は、316万4,000円でございます。これは、平成18年度から利用してきた現行システムの更新に合わせて、業務の効率化と機能向上を図るものでございます。これにより、生活福祉課所管の災害時避難行動要支援者システムとのデータ共有が、可能になることもメリットの一つと考えております。それでは、歳入から説明いたします。10ページをお願いいたします。1枠目の目1、節1現年度分特別徴収保険料につきましては、年金の年額が18万円以上の方で、年金から天引きする方の保険料でございます。節2現年度分普通徴収保険料につきましては、年金の年額が18万円未満の方や65歳になられたばかりの方、転入して間もない方など、特別徴収ができない方の保険料でございます。節3滞納繰越分普通徴収保険料につきましては、普通徴収での滞納繰越分であり、滞納繰越予定額に過去5年間の平均徴収率39%を乗じた額でございます。2枠目、目1督促手数料。これは、介護保険料徴収に係る督促手数料でございます。3枠目の目1介護給付費負担金につきましては、施設給付費の15%と居宅給付費の20%の合計額でございます。一番下の枠、目1調整交付金につきましては、後期高齢者の割合や所得分布に応じて算定された調整基準標準給付費の9.19%としております。目2地域支援事業交付金は、在宅高齢者等に対して、可能な限り地域で自立した日常生活が送れるよう支援する事業への交付金で、節1介護予防日常生活支援総合事業交付金は、事業費の25%が交付されるものでございます。11ページをお願いいたします。最上段の節2包括的支援事業任意事業交付金は、事業費の38.5%が交付されるものでございます。目3介護保険事業補助金及びその下、目4保険者機能強化推進交付金につきましては、交付額が未定なため費目存置としております。2枠目の款4支払い基金交付金。これは、国民健康保険などの医療保険において、第2号被保険者から徴収した介護保険料を各事業に充てるため、事業費の27%が、支払い基金から交付されるものでございます。目1介護給付費交付金は、介護給付費に充てるものとして、5億3,400、失礼しました。5億3,413万3,000円。目2地域支援事業支援交付金は、介護予防事業に充てるものとして1,339万4,000円を計上しております。3枠目の款5県支出金は、国庫支出金と同様の目的での支出金でございますが、その負担割合が異なっております。まず、目1介護給付費負担金。これは、施設給付費の17%と居宅給付費の12.5%の合計額が、県負担金として交付されるものでございます。一番下の枠、目1地域支援事業交付金、節1介護予防日常生活支援総合事業交付金は、事業費の12.5%でございます。12ページをお願いいたします。1枠目の節



2 包括的支援事業、任意事業交付金は、事業費の19.25%でございます。2 枠目の款6 財産収入につきましては、介護保険給付費準備基金の利子でございます。3 枠目、款7 繰入金でございます。目1 介護給付費繰入金に事業費の12.5%、目2 その他一般会計繰入金では、この特別会計の中では財源措置がない事務費分を、目3 地域支援事業繰入金の節1 介護予防日常生活支援総合事業繰入金に事業費の12.5%、節2 包括的支援事業任意事業繰入金に、事業費の19.25%をそれぞれ一般会計から繰り入れるものでございます。目4 低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の負担軽減を強化するため、保険料の第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から、0.45に軽減するものでございます。負担割合は、国2分の1、県4分の1の補助金を一般会計で受け入れ、町の負担割合4分の1を合わせた349万4,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。13ページをお願いいたします。一番上の枠、項2 基金繰入金につきましては、費目存置でございます。2 枠目、目1 繰越金は、前年度繰越金でございます。3 枠目と4 枠目の款9 諸収入につきましても費目存置でございます。14ページをお願いいたします。目1 介護予防サービス計画収入につきましては、地域包括支援センターが行う要支援者のケアプラン作成に係る費用を県国保連合会から受け入れるものでございます。続きまして、歳出について説明いたします。15ページをお願いいたします。目1 一般管理費につきましては、介護保険事業における事務経費であり、地域包括支援センター運営協議会に要する経費、保険料徴収に係る経費、システム管理費用等でございます。なお、地域包括支援センター管理システムの方針に係る当年度の費用につきましては、節13 委託料、3行目の地域包括支援センター管理システム初期導入委託料105万8,000円と節14 使用料及び賃借料の2行目、地域包括支援センター管理システムリース料73万円でございます。下の枠、目1 介護認定審査会費。これは、介護認定業務に必要な経費として、認定調査を行う非常勤職員3名分の人件費、主治医意見書作成手数料や事業所への訪問調査委託料、球磨郡介護認定審査事業特別会計への町の繰出金が主な内容でございます。16ページをお願いいたします。2 枠目の目1 計画策定委員会費。これは、平成30年度からの3年間を事業期間とします高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の評価をするための会議開催費用1回分を計上しております。3 枠目、款2、保険給付費給付費につきましても、その下から3 枠目の項1 介護サービス等諸費から、17ページをお願いいたします。下から2 枠目の項6 特定入所者介護サービス等費までの各種の介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費でございます。給付費は、直近の状況に要介護認定者の増加、介護保険制度改正を踏まえた調整を行った上で算定し、これら給付費の総額は19億4,497万8,000円。昨年より3,204万4,000円の増となっております。一番下の枠、目1 第1号被保険者還付加算金。これは死亡・転出等された第1号被保険者の方への還付金でございます。18ページをお願いいたします。目2 償還金。これは、国・県及び支払い基金への過年度分の返還金でございますが、30年度の精算額が確定しておりませんので費目存置としております。2 枠目の項2 基金積立金。これは、介護保険給付費準備基金の利息分で、同基金に積み増すものでございます。3 枠目、目1 介護予防生活支援サービス事業費。これは、要介護状態となる恐れが高い高齢者に対し、これを予防するため、非常勤職員の人件費1名分と訪問型・通所型の予防サービス事業や配食サービス事業の費用を計上しております。なお、節の一番下の枠、節13 委託料1,837万3,000円は、町が独自に定めたあさぎり町地域支援事業実施要綱に基づいて、支出予定の介護予防サービスで、備考欄にその内訳を記載しております。19ページをお願いいたします。最上段の節19 負担金補助及び交付金。これは、介護保険法に基づいた介護予防型サービスで、国保連に対する負担金でございます。2 段目、目2 一般介護予防事業費、節12 役務費、介護予防普及啓発事業手数料36万円につきましては、介護予防サポーター養成講座やいきいき100歳体操実技指導の講師派遣手数料でございます。その下節13 委託料、地域介護予防活動支援事業。これは、地域型サロンの活動支援業務をあさぎり町社会福祉協議会に委託する費用でございます。ちなみに平成31年2月末の地域型サロン事

業の実績につきましては63会場、いきいき100歳体操につきましては25会場で実施されております。下の枠、目1地域包括支援センター管理費。これは、職員3名分の人件費を初め、地域包括支援センターの運営費でございます。昨年は、職員2名分を計上しておりましたが、社会福祉協議会から派遣されておりました社会福祉士に代わって、町職員を1名が配置されるため、人件費が増額になっております。20ページをお願いいたします。目2包括的支援事業。ここでは、地域の高齢者の方々の実態把握のための命のバトン事業の調査費用、それから、認知症高齢者、障害者児童が安心して暮らせるよう関係機関や地域での連携体制づくりを行うための費用でございます。中ほどの目3任意事業費、節13委託料、食の自立支援事業委託料につきましては、要介護認定を受けました在宅高齢者に対する配食サービス3,200食分でございます。下の節19負担金補助及び交付金、家賃等助成事業補助金492万8,000円につきましては、経済的に入居が困難なグループホーム入所者の家賃等助成事業でございます。その下の節20扶助費、家族介護用品支給費につきましては、要介護4の在宅高齢者を介護する御家族に対し、紙おむつ等の介護用品購入費として、10万円を限度に支給する事業でございます。最下段の目4社会保障充実分事業費。これは、介護や医療など支援が必要な在宅高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう地域づくりや他職種のサポート体制を整備する費用でございます。21ページをお願いいたします。1枠目の節13委託料、生活支援コーディネーターコーディネーター委託料につきましては、在宅高齢者の生活支援の担い手となるボランティア等の養成、地域資源の開発やそのネットワーク構築などを推進するため、生活支援コーディネーター業務を委託する費用でございます。2枠目の目1利子。これは、県介護財政安定化基金から、一時借人をした場合の利子を計上しております。3枠目、款6予備費につきましては、78万7,000円としております。以上、平成31年度あさぎり町介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算総額をそれぞれ20億5,823万6,000円とし、前年度より、3,761万9,000円増の当初予算でございます。22ページをお願いいたします。給与費明細でございます。1特別職のその他の特別職。これは、地域包括支援センター運営協議会委員及び介護保険事業計画策定委員会委員に係る報酬でございます。23ページをお願いいたします。2一般職。ここでは、地域包括支援センター職員の人件費の明細でございます。先ほど歳出で説明しましたとおり、今年度は1名分の人件費が増額となっております。28ページをお願いいたします。債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書等でございます。9件すべて平成30年度中に準備行為を行い、31年度を事業期間として、4月1日から業務を開始するものでございます。29ページをお願いいたします。債務負担行為による歳入等の前々年度末現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。こちら28ページと同じ内容で、全額を当該年度中に支出見込みのものでございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

## **日程第5 議案第73号**

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第73号、平成31年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。上田課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（上田 日和さん） それでは、平成31年度球磨郡障害認定審査事業特別会計について御説明いたします。それでは予算書の2ページ目をお願いいたします。予算書の2ページの第1条第2項読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。予算書の7ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、節1認定審査事業負担金ですが、これは、あさぎり町を除いた構成8町村の負担金です。459万円を計上しております。款2繰

入金、節1一般会計繰入金ですが、これは、あさぎり町の負担金を繰り入れるものです。款3繰越金は、前年度からの繰越。款4諸収入は、雑入を計上しております。次に8ページをご覧ください。歳出について、主なものについて説明をいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきまして説明いたします。節1報酬は、審査会委員の報酬と非常勤職員1名分の報酬を計上しております。障害認定審査会は、原則月2回開催し、平成31年度は24回の開催を計画しております。審査会委員報酬として、214万9,000円を計上しております。障害認定審査会事務局の非常勤職員につきましては、平成29年度から1名を事務補助として採用しておりますが、その職務内容は、専門的知識と経験を必要とするもので、各町村の調査員への指導助言も行っております。さらに県が行う研修を継続して受講していく必要があります。また、毎回審査会への出席をし、委員からの質問にも対応しなければならないこともあり、技術補助への任用替えを行うものです。これにより、非常勤職員報酬を33万8,000円増額し、186万6,000円計上しております。節3職員手当には、主に審査会出席時の時間外勤務手当を計上しております。節9旅費は、主に審査会委員の費用弁償です。節11需用費のうち食糧費につきましては、年1回行います審査会委員全体会時のものです。節14使用料及び賃借料には、主にコピー機等使用料、職員用端末使用料で、事務経費を計上しております。9ページをお願いいたします。歳入歳出合計は、601万8,000円で、前年度と比較しまして、52万3,000円の増額となります。これは、先ほど説明いたしました非常勤職員の報酬、職員用端末使用料、認定審査障害認定用パソコンのレンタル料の増額によるものです。続きまして10ページをご覧ください。ここからは、給与費明細になります。特別職は、審査会委員について記載しております。11ページをご覧ください。11ページ、12ページにつきましては、職員手当の時間外手当について記載をしております。13ページ、14ページにつきましては、債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについて、支出予定額などを記載しております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、1点だけお伺いいたします。先ほど専門員の方の話がありましたが、確かにチェックをしなければならない件数も多く、専門性が必要だというのは私も実感しております。それに伴いまして2ページのところであさぎり町以外からの負担金の額の説明がありましたが、その分は増加しているかにはなっているんですか。昨年同様の負担金なのか、やっぱり専門性のある人を入れることによって全体的に費用が上がったわけですけど、その分についてもほかの町村としても負担金がふえているのかどうか、1点お伺いします。

◎議長（徳永 正道君） 上田課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（上田 日和さん） この非常勤職員の報酬を上げることによりまして、あさぎり町だけではなく、構成町村8町村の負担金も増額となっております。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） この障害認定等介護認定に関しましては、あさぎりだけでなく、関係町村でということ、あさぎりの前は湯前錦町だったですね。というお話も伺いましたので、また今後事務局が変わるかもしれないという中において、やっぱりあの中に働いていただく方に専門性を持っていただくというのは私もとても大事だと思いますので、またその点について私たちも一緒に大事にしていかなきゃいけないなっているのを感じております。

◎議長（徳永 正道君） 上田課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（上田 日和さん） 障害認定審査会事務局につきましては、あさぎり町がスタートになります。平成18年からあさぎり町が担当しているところです。それから専門性を今来ていただいている非常勤職員さんにつきましても、県の研修等に委員研修から認定調査員の研修すべて受講していただいて、専

門性を高めながら各町村の調査員さんへの指導等もきちっと行っていただいておりますので、大変頼もしく思っているところです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 8番です。1点だけお尋ねします。ページ11ページのですね一般職の総括のところではありますが、職員数はゼロであるのに対して、職員手当あたりが発生してしてるんですが、この意味を教えてください。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 今現在、介護認定審査会と障害認定審査会につきましては、正職員1名とそれから非常勤職員4名で運営を図っております。この非常勤、時間外手当につきましては、正職員がですねどちらの会議にも夜間に開催されます審査会がありますけれども、どちらにも参加しなければ出席しなければならないため、こちら障害認定審査会にも時間外を計上しているところがございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） そういうことであればですよ、職員数のところには1名なら1名て入れるべきではないんですか。そのゼロとするなんか根拠があるわけですか。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 職員数につきましてはですね、介護認定審査会の方のほうに1名で計上している関係上、こちらのほうには計上、人数としては計上してないような状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

## **日程第6 議案第74号**

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、議案第74号、平成31年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。上田課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（上田 日和さん） はい、平成31年度球磨郡介護認定審査事業特別会計について御説明いたします。それでは予算書の2ページ目をお願いいたします。第1条、第2項を読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。予算書の7ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。款1分担金及び負担金、節1介護認定審査事業負担金ですが、これは、あさぎり町除いた構成8町村の負担金です。3,261万9,000円を計上しております。款2繰入金、節1介護保険特別会計繰入金ですが、これは、あさぎり町の負担金を繰り入れも繰り入れるものです。506万6,000円を計上しております。款3繰越金は、前年度からの繰越。款4諸収入は、雑入を計上しております。次に8ページをご覧ください。歳出について説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきまして説明いたします。節1報酬は、審査会委員の報酬と非常勤職員3名の報酬を計上しております。介護認定審査会は、原則、毎週月・火・木の3回開催で、平成31年度は138回の開催を計画しております。認定審査件数の伸びを考慮し、また、審査会1回当たりの審査件数を平均して行っていくために、昨年より開催数を5回増やしております。介護認定審査会事務局の非常勤につきましては、障害認定審査事務と同様、事務補助として採用しておりますが、その職務内容は専門的知識と豊富な経験を必要とするもので、各町村の調査員への指導助言を行っております。また、県が開催する認定調査委員研修及び審査会委員研修にも必ず参加し、知識の向上に努めております。また、審査会へも毎週出席し、委員からの質問等にも対応しております。このようなことから、技術補助への任用替えを行うものです。節1報酬は、前年度と比較しまして、144万1,000円増額しております。節2給料は、

新たに再任用職員分1名を加えて計上しております。これは、認定審査件数の増加と夜間に開催する審査会へ対応するため、審査会経験者の再任用を行うものです。現在、審査会には、事務局職員1名と非常勤職員1名の2名体制で審査会運営に当たっております。この会合それから、先ほど御説明しました障害認定審査会合わせまして、年間150回を超える審査会に対応するため、審査会経験者である再任用職員に係る経費を計上しております。節3職員手当等には、職員、再任用職員に係る職員手当と審査会出席時の職員の時間外勤務手当を計上しております。節4共済費には、主に再任用職員1名と非常勤職員3名の社会保険料を計上しております。節9旅費は、主に審査会委員の費用弁償です。節11需用費のうち消耗品ですが、主なものは、要介護認定調査時に使用いたします標準化チェックシートを購入するものです。事務局で一括購入し、各町村へ配布しております。食糧費につきましては、年1回行う審査会委員全体会時のものです。節13委託料は、球磨郡介護保険ネットワークシステムの保守管理業務の委託料と元号変更によるシステム改修の委託料です。9ページをお願いします。節14使用料及び賃借料は、主に事務機器の使用料で、コピー機や球磨郡介護保険ネットワークシステムで使用いたしますパソコンの使用料です。コピー機につきましては、現在、使用しているコピー機が、導入後8年が経過し、紙詰まりなどトラブルが頻発するようになりましたので、平成31年度から新規導入を計画しております。それに係る経費を計上しております。歳入歳出合計は、3,872万6,000円です。前年度と比較しまして、503万9,000円の増となっておりますが、これは、先ほど説明いたしました非常勤職員の報酬、再任用職員の給与手当、共済費。それから、コピー機リース料、パソコン使用料の増額によるものです。続きまして10ページをご覧ください。ここからは、給与費明細になります。特別職は、審査会委員について記載しております。11ページをご覧ください。審査会事務局職員の給与及び手当について記載しております。16ページ、17ページは、債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについて、歳出予定額などを記載しておりますのでご覧ください。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。例。お疲れ様でした。

午後4時12分 散会